

令和7年度農業者等 支援施策活用ガイドブック

価格高騰対策

水田・畑作、園芸

新規就農、企業参入

畜産

いばらき
茨城をたべよう

農地・基盤整備

機械・施設整備

融資

6次産業化

農村活性化、
都市農村交流

輸出・販路拡大

鳥獣被害対策

経営改善、技術習得

環境保全型農業

ご利用者の皆様へ

1 はじめに

本ガイドブックは、令和7年度に茨城県が儲かる農業の実現に向け、農業者や農業団体、新規就農をお考えの方などを対象として、取り組む融資や補助事業などの各種支援事業を紹介したものです。

茨城で農業を営む皆様の経営改善や、茨城で農業を始めたいとお考えの皆様の役に立つよう取りまとめましたので、ご活用ください。

2 凡例

価格高騰対策	…飼料・肥料の自給化や農産物の価格転嫁に対する支援
水田・畑作、園芸	…水田・畑作、園芸に対する支援
畜産	…畜産業に対する支援
機械・施設整備	…農業用機械・設備の購入や整備などに対する支援
6次産業化	…6次産業化に対する支援
輸出・販路拡大	…農産物等の販売や輸出などに対する支援
経営改善、技術習得	…農業経営や技術習得に対する支援
新規就農、企業参入	…担い手確保や新規就農、企業参入などに対する支援
農地・基盤整備	…農業基盤などの整備・保全に対する支援
融資	…融資による支援
農村活性化、都市農村交流	…農村の活性化や都市農村交流に対する支援
鳥獣被害対策	…鳥獣被害対策に対する支援
環境保全型農業	…農業環境の保全に対する支援

3 注意点

- ・補助要件は取組内容によって異なります。詳細は問合せ先にご確認ください。
- ・掲載内容は令和7年4月時点の情報でまとめており、年度途中で変更される場合や募集期間外の場合もあるため、最新の情報は問合せ先にご確認ください。

分類別事業一覧

分類	目的	事業名	主な対象者						ページ
			農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等	
価格高騰対策	施設園芸等で燃料価格高騰に対する支援を受けたい	施設園芸等燃料価格高騰対策			○	○		○	1
	国産飼料を主体にした経営構造へと転換したい	飼料国内自給化緊急対策事業	○		○	○		○	2
	国産飼料を増産し、利用を拡大したい	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業	○	○	○	○		○	3
	資源循環型農業を進めるために良質な堆肥を地域で生産・利用したい	畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業	○		○				4
水田・畑作、園芸	施設園芸等で燃料価格高騰に対する支援を受けたい	施設園芸等燃料価格高騰対策〔再掲〕			○	○		○	1
	露地野菜産地で差別化商品づくり等の所得向上の取組への支援を受けたい	露地野菜産地イノベーション推進事業			○	○			5
	国内外の需要に対応するため枝物の生産体制を強化したい	いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業	○	○	○				6
	果樹園の新植・改植をしたい	果樹経営支援対策事業、果樹先導的取組支援事業、果樹未収益期間支援事業	○	○				○	7
	花きの生産、流通、需要の拡大に係る課題を一体的に解決したい	ジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業			○			○	8
	メロンのハウスに環境測定器を導入してスマート農業に取り組みたい	いばらき高品質メロン創出事業のうち環境測定器導入支援事業	○	○	○	○			9
	団地化を通じた麦・大豆産地の生産体制を強化したい	茨城県麦・大豆生産技術向上事業			○	○	○		10
	老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進めたい	いばらき共同利用施設再編集約・合理化支援事業			○	○	○	○	11
	環境にやさしい栽培技術と省力化技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」に取り組みたい	茨城県グリーンな栽培体加速化事業				○			12
	有機農業による付加価値向上に取り組みたい	いばらき有機農業トップランナー事業（いばらきオーガニックステップアップ事業）	○	○	○	○	○	○	13
畜産	国産飼料を主体にした経営構造へと転換したい	飼料国内自給化緊急対策事業〔再掲〕	○		○	○		○	2
	国産飼料を増産し、利用を拡大したい	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業〔再掲〕	○	○	○	○		○	3
	資源循環型農業を進めるために良質な堆肥を地域で生産・利用したい	畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業〔再掲〕	○		○				4
	国産飼料の安定供給を図りたい	飼料備蓄・増産流通合理化事業			○	○		○	15
	地域内の生産者で連携し良質な飼料生産に取り組みたい	飼料基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業			○				16

分類	目的	事業名	主な対象者							ページ
			農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等	その他	
畜産	地域の農畜産関係者全体で収益性を向上させたい (施設整備)	畜産競争力強化対策整備事業	○			○		○	○	17
	畜産経営に必要な設備を低利のリース方式で導入したい①	畜産関係施設リース事業（公共財団法人畜産近代化リース協会事業）	○	○						18
	畜産経営に必要な設備を低利のリース方式で導入したい②	畜産高度化支援リース事業（alic事業）	○	○						19
	農場の防疫対策（防鳥ネット、消毒機器の整備など）に取り組みたい	農場防疫対策支援事業			○	○	○	○	○	20
	家畜排せつ物を堆肥化したい、良質な家畜ふん堆肥等を流通・利用したい	良質堆肥広域流通促進事業	○		○				○	21
	配合飼料購入価格高騰の影響を緩和したい	畜産経営安定対策等（配合飼料価格安定制度）	○	○	○	○		○		22
	地域の農畜産関係者全体で収益性を向上させたい (機械導入)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）	○	○		○		○		23
	堆肥の生産・流通促進や高度な畜産環境対策をしたい	畜産環境対策総合支援事業	○	○		○		○		24
	家畜排せつ物処理施設（堆肥舎等）を補修したい	堆肥舎等長寿命化推進事業（alic事業）	○	○	○					25
	肉用繁殖雌牛の簡易牛舎等の施設を整備したい	肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化対策）				○			○	26
	肉用牛経営の安定を図りたい	肉用牛経営安定対策事業（alic事業）	○	○						27
	高能力な肉用繁殖雌牛を保留したい	高品質常陸牛生産対策事業	○		○	○				28
	肉用繁殖雌牛を更新したい	優良繁殖雌牛更新加速化事業（肉用牛）	○		○	○				29
	繁殖和牛経営を学びたい	新規繁殖和牛経営入門講座	○	○						30
	肥育豚経営の安定を図りたい	肉豚経営安定交付金制度（alic事業）	○	○						31
	県で造成した系統豚を導入したい	銘柄畜産物ブランド支援事業（県産銘柄豚支援対策（高品質化支援））	○	○						32
	乳用雌牛を導入したい	家畜生産性向上対策事業（乳用雌牛導入支援分）	○	○						33
	酪農経営での優良な乳用後継雌牛の確保及び肉用子牛の生産拡大を図りたい	酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業）（alic事業）	○	○						34
	酪農向け乳用種子牛の損耗防止・後継者への支援をしたい	酪農経営支援総合対策事業（alic事業）			○				○	35
	酪農や肉用牛生産における労働負担軽減・省力化を図りたい	畜産クラスター事業、酪農経営支援総合対策事業（alic事業）				○				36
	採卵養鶏経営の安定を図りたい	鶏卵生産者経営安定対策事業（一般社団法人 日本養鶏協会）	○	○	○	○		○		37

分類	目的	事業名	主な対象者							ページ
			農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等	その他	
機械・施設整備	儲かる農業を実現するための機械・施設等を導入したい	儲かる産地支援事業〔再掲〕	○		○	○		○		38
	露地野菜産地で差別化商品づくり等の所得向上の取組への支援を受けたい	露地野菜産地イノベーション推進事業〔再掲〕			○	○				5
	国内外の需要に対応するため枝物の生産体制を強化したい	いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業〔再掲〕	○	○	○					6
	メロンのハウスに環境測定器を導入してスマート農業に取り組みたい	いばらき高品質メロン創出事業のうち環境測定器導入支援事業〔再掲〕	○	○	○	○				9
	団地化を通じた麦・大豆産地の生産体制を強化したい	茨城県麦・大豆生産技術向上事業〔再掲〕			○	○	○			10
	老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進めたい	いばらき共同利用施設再編集約・合理化支援事業〔再掲〕			○	○	○	○	○	11
	有機農業による付加価値向上に取り組みたい	いばらき有機農業トップランナー事業（いばらきオーガニックステップアップ事業）〔再掲〕	○	○	○	○	○	○	○	13
	農業用機械・施設を整備したい	経営体育成支援事業（農地利用効率化等支援交付金）	○	○	○	○				40
	効率的、高収益な生産出荷体制を整備したい	いばらきの産地パワーアップ支援事業収益性向上対策	○	○	○			○		41
	生産から流通までの取組に必要な大規模共同利用施設を整備したい	いばらきの強い農業づくり総合支援事業			○	○	○	○		42
	農業支援サービス（農作業受委託等）に必要な機械等を整備したい	いばらきの農業支援サービス事業緊急拡大支援対策	○	○	○	○	○	○	○	43
	ハウスの補強や防風ネットを設置して災害に備えたい	農業用ハウス強靱化緊急対策事業（国：園芸産地における事業継続強化対策）	○	○	○	○	○			44
	輸出先国の規制に対応した食品加工施設を整備したい	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	○		○	○	○	○	○	45
	再生可能エネルギー利用にモデル的に取り組みたい	地域循環型エネルギーシステム構築事業				○	○	○		46
6次産業化	6次産業化に取り組むために商品開発や施設整備を行いたい	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進支援事業、地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型））	○	○	○	○	○	○		48
	6次産業化に取り組むために商品開発や施設整備を行いたい	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進支援事業、地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型））〔再掲〕	○	○	○	○	○	○		48
	農産物の付加価値向上に取り組みたい	6次産業化総合支援事業（アグリビジネスに関する講座の開催）	○		○				○	49
	加工食品を開発したい	6次産業化総合支援事業（6次産業化オープンラボラトリーの設置）	○	○	○			○	○	50
	6次産業化を通じて経営改善を図りたい	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）（相談窓口）	○	○	○					51

分類	目的	事業名	主な対象者							ページ
			農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等	その他	
輸出・販路拡大	露地野菜産地で差別化商品づくり等の所得向上の取組への支援を受けたい	露地野菜産地イノベーション推進事業〔再掲〕			○	○				5
	有機農業による付加価値向上に取り組みたい	いばらき有機農業トップランナー事業（いばらきオーガニックステップアップ事業）〔再掲〕	○	○	○	○	○	○	○	13
	農産物等の販路開拓に取り組みたい	販路開拓チャレンジ事業（首都圏等向け販路開拓に対する支援）	○	○	○	○	○	○		52
	農産物等を輸出したい	いばらきグローバルビジネス推進事業（いばらきグローバルビジネス推進協議会）	○	○	○	○		○	○	53
	輸出に向けた産地づくりを行いたい	いばらき大規模輸出産地モデル形成等支援事業	○		○	○	○	○	○	54
経営改善、技術習得	農業に関する先進的な知識や技術を学びたい	いばらき農業アカデミー事業	○	○						55
	農業経営を開始するために必要なことを学びたい	経営スタートアップ講座（いばらき農業アカデミー事業）	○	○						56
	農業経営をさらに発展させるために学びたい	リーダー農業経営者育成講座（いばらき農業アカデミー事業）	○							57
	農業経営に関する相談をしたい	農業参入等支援センター事業	○	○	○	○		○	○	58
	外国人材が農業に必要な資格を習得することを支援したい	農業労働力確保総合支援対策事業（茨城県外国人労働力確保支援事業費補助金）	○					○	○	59
	GAP 認証の取組に係る支援を受けたい	茨城県GAP推進事業（GAP 認証取得支援アドバイザーの派遣）	○	○	○					60
	農福連携に取り組んでみたい	農福連携推進事業	○	○	○	○				61
新規就農、企業参入	農業に関する先進的な知識や技術を学びたい	いばらき農業アカデミー事業〔再掲〕	○	○						55
	農業経営を開始するために必要なことを学びたい	経営スタートアップ講座（いばらき農業アカデミー事業）〔再掲〕	○	○						56
	農業経営に関する相談をしたい	農業参入等支援センター事業〔再掲〕	○	○	○	○		○	○	58
	新規就農に関する相談をしたい	新規就農相談センター事業	○	○					○	62
	新たに雇用した従業員を対象に農業技術等についての研修をしたい	雇用就農資金	○					○	○	63
	新たに農業を始めたい・地域に新規就農者を呼び込みたい	新規就農総合支援事業（就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業）		○		○	○	○	○	65
	商工業を営んでいるが農業にも参入するので融資を利用したい	茨城県農業ビジネス保証制度						○		67

分類	事業名	事業名	主な対象者							ページ
			農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等	その他	
農地・基盤整備	遊休農地を解消して営農をしたい	遊休農地解消緊急対策事業	○	○	○	○				68
	農地を貸出したい（農地を貸す方への支援）	農地集積総合支援事業（機構集積協力金交付事業）	○	○	○	○		○	○	69
	地域共同で農地・農業用水や地域環境を守りたい	多面的機能支払交付金	○	○	○					70
	農地集積・集約化を進めるために耕作条件を改善したい	耕作条件改善事業			○	○	○			71
	水田や畑を整備したい、古くなった土地改良施設を直したい	県単土地改良事業			○	○	○			72
	農村の生活環境を改善したい	農業集落排水施設接続支援事業（森林湖沼環境税活用）					○			73
	畑地かんがいを活用した営農をしたい	畑地かんがい営農確立普及事業			○	○	○			74
	水田を畑地化して、稲作営農から野菜などの高収益作物営農へ転換したい	水田畑地化推進事業			○	○	○		○	75
	生産条件が不利な地域での営農を支援したい	中山間地域農業基盤整備促進事業			○	○	○		○	76
融資	農業制度資金を利用したい（主な資金）	農業近代化資金利子補給金 等	○	○	○	○	○	○	○	77
	農業制度資金を利用したい（認定農業者向け優遇資金）	農業経営基盤強化資金利子助成金 等	○							78
農村活性化、都市農村交流	都市農村交流により地域を活性化したい	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち、地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）、地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）				○	○	○		79
	地域間交流の促進等により農山漁村の活性化を図りたい	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち、地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）			○		○			80
	市民農園を開設したい	市民農園開設支援	○	○	○	○	○	○		81
	農家民宿を開設したい	農家民宿開設支援	○						○	82
	農業生産条件が不利な中山間地域等で農業を続けたい	中山間地域等直接支払交付金	○	○	○				○	83
	未利用資源の活用等を通じて山村の所得や雇用の増大を図りたい	農山漁村振興交付金（山村活性化支援交付金）のうち山村活性化対策事業				○	○			84
鳥獣被害対策	鳥獣による農作物被害を減らしたい	鳥獣被害防止総合対策事業				○	○			85
環境保全型農業	有機農業による付加価値向上に取り組みたい	いばらき有機農業トップランナー事業（いばらきオーガニックステップアップ事業）〔再掲〕	○	○	○	○	○	○	○	13
	環境にやさしい農業の取組に対する支援を受けたい	環境保全型農業直接支払事業			○				○	86

施設園芸等で燃料価格高騰に対する支援を受けたい

事業名	施設園芸等燃料価格高騰対策
分類	【価格高騰対策】【水田・畑作、園芸】
事業要旨	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸や茶等の産地に対して、燃料価格高騰時に農業者と国の拠出による補填金を交付するセーフティネットの構築を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 ・事業主体：日本施設園芸協会 ・支援対象者：農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、茨城県茶生産者組合連合会、その他農業者の組織する団体 ・県窓口団体(事業実施者)：茨城県農業再生協議会、全国茶生産団体連合会 〔事業内容〕 セーフティネットの構築支援 農業者と国の拠出により、燃料需要期(原則：11～4月、茶：4月～10月)に施設園芸用燃料(A重油・灯油・LPガス・LNG)価格が一定基準以上(原則：令和7事業年度発動基準価格 94.1 円/ℓ A重油各月全国平均価格)に上昇した場合に、補填金を交付するセーフティネットの構築(農業者：国＝1：1 の拠出により積立をする)を支援します。 〔補助要件〕 ・農産局長が別に定める省エネルギー等対策推進計画が策定されていること。 (10a 当たり燃料使用量を 15%以上削減する、生産物 1 トン当たりの燃料使用量を 15%以上削減する、又は民間の金融商品等を利用して燃料コストの変動を抑制すること。2 期目以降に継続して取り組む場合は、10a 当たり計 30%以上の燃料使用量削減目標を策定する)。 ・受益農家及び事業参加者が 3 戸以上又は農業従事者が 5 名以上であること。 ・農産局が別に定める要件及び基準を満たしていること。 〔対象油種：A 重油、灯油、LP ガス、LNG〕 令和 7 事業年度セーフティネット補填金(単価は A 重油の場合) ・農家積立単価：基準価格 94.1 円に対し、 115%(14.1 円/ℓ)、130%(28.2 円/ℓ)、150%(47.1 円/ℓ)、 170%(65.9 円/ℓ)の 4 コースから選択 ×燃料購入予定数量×1/2 ・発動基準価格(原則：94.1 円/ℓ月別全国平均価格：コース関係なく同一単価)を超えた場合の燃料価格差を補填 〔補助限度額・補助率〕 ・補填金単価：当該月の A 重油全国平均価格－発動基準価格(原則：94.1 円/ℓ) ・補填金＝補填金単価×当該月燃料使用量×補填割合 (70～100%) (総限度額は農家積立額の 2 倍まで) ※補填割合は特例の適用により変動 〔問合せ先〕 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954

国産飼料を主体にした経営構造へと転換したい

事業名	飼料国内自給化緊急対策事業
分類	【価格高騰対策】【畜産】
事業要旨	輸入飼料価格に左右されない国産飼料を主体にした経営構造へと転換を図るため、自給飼料の生産拡大の取組を支援するとともに、食品残さや未利用資源等を飼料として活用する取組を支援することで、持続的に発展できる足腰の強い畜産経営体の確立を目指す。
事業概要	〔事業主体〕 県内に農場あるいは事業所があり、国産飼料の生産・供給・利用拡大に取り組む以下に当てはまる者 ・ 畜産農家または耕種農家 ・ 法人及び団体（農業協同組合、農事組合法人、株式会社（農業生産法人）等） ・ 県内に農場がある 1 戸以上の畜産農家を含む多様な事業者で構成される集団等（コンソーシアム等） 〔事業内容〕 1 国産飼料の利用拡大への支援 （1）国産飼料生産拡大対策 飼料作物の生産面積拡大の取組に対する支援 （2）食品残さ等飼料化対策 食品残さや未利用資源の飼料化の検討に要する経費への補助 〔補助率及び補助額〕 1 国産飼料の利用拡大への支援 （1）10 千円/10a （2）1/2 以内 〔問合せ先〕 畜産課生産振興G TEL：029-301-3993 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 畜産振興課 〔 県北：0294-87-6680、県央：029-231-0476、鹿行：0291-33-4118、 県南：029-822-8521、県西：0296-24-9166 〕

国産飼料を増産し、利用を拡大したい

事業名	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業
分類	【価格高騰対策】【畜産】
事業要旨	飼料生産基盤に立脚した畜産へ転換するため、飼料作物の生産・利用の地域モデル実証、飼料生産組織の体制強化、飼料作物の生産性向上、国産飼料の流通推進等の取組を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち ①飼料作物の生産・利用の地域モデル実証：協議会、全国団体 ②飼料生産組織の体制強化支援：生産者集団等 ③飼料作物の生産性向上対策：JA、公社、TMR センター等の農業者団体等 ④国産飼料の流通推進対策：耕種農家、畜産農家、国産飼料生産者 全国団体、飼料販売業者、民間団体等 ⑤国産飼料流通拠点整備対策：民間団体 〔事業内容〕 ①飼料作物の生産・利用の地域モデル実証 ・飼料生産組織を核に、地域ぐるみでの青刈りとうもろこし等の飼料作物の持続的な生産・利用のモデル実証を支援 ②飼料生産組織の体制強化支援 ・飼料生産組織の機械導入等や作業規模を拡大する取組を支援 ③飼料作物の生産性向上対策 ・草地改良技術の実証、中山間地域での飼料増産活動の取組を支援 ④国産飼料の流通推進対策 ・国産飼料供給連携体制の構築による供給拡大や、流通体制の構築、国産稲わらや新飼料資源等の利用を拡大するための実証・調査等の取組を支援 ⑤国産飼料流通拠点整備対策 ・国産飼料の流通拡大に必要な保管施設等の整備を支援 〔補助率及び補助額〕 ①飼料作物の生産・利用の地域モデル実証：定額 ②飼料生産組織の体制強化支援： 1/2 以内、定額（1 年目 12,000 円/10a 以内、2 年目 5,000 円/10a 以内） ③飼料作物の生産性向上対策：定額、1/2 以内 ④国産飼料の流通推進対策：定額、1/2 以内 ⑤国産飼料流通拠点整備対策：1/2 以内 〔問合せ先〕 農林水産省畜産局飼料課（03-6744-7192）

資源循環型農業を進めるために良質な堆肥を地域で生産・利用したい

事業名	畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業
分類	【価格高騰対策】【畜産】
事業要旨	良質な堆肥を生産する畜産農家とそれらの堆肥を利用する耕種農家との耕畜連携により、資源循環型の農業団地を形成し、新たな農業所得向上モデルを確立する。
事業概要	〔事業主体〕 資源循環型の農業団地を形成する「畜産農家」、「耕種農家」、「畜産農家や耕種農家が組織する団体」 〔対象事業〕 1 畜産農家の取組支援 良質堆肥生産のための施設・機械整備支援 (コンポスト、堆肥舎、ペレット造粒機など) 2 耕種農家の取組支援 ・堆肥利用に必要な機械整備 ・ペレット堆肥利用への補助 〔補助要件等〕 畜産農家2戸以上と耕種農家2戸以上による資源循環型の農業団地の構成員であること 〔対象経費〕 当該事業を実施するのに要する経費 〔補助限度額等〕 1 については対象経費の1/2以内 2 については機械整備は対象経費の1/2以内 ペレット堆肥利用補助は定額 〔問合せ先〕 畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931

露地野菜産地で差別化商品づくり等の所得向上の取組への支援を受けたい

事業名	露地野菜産地イノベーション推進事業
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【輸出・販路拡大】
事業要旨	実需者や消費者から選ばれる産地になるよう、差別化商品づくりや需要がある品目への転換、出荷予測システムの導入等、産地の革新的な取組を支援する。
事業概要	〔事業主体〕 農業者が組織する団体等 〔事業内容〕 マーケットインの視点による農林水産物の品質・価値の向上を図るとともに、市場セグメントごとに他産地には真似できない「強み」を確立し、実需者や消費者に選ばれる産地づくりに必要な、差別化商品・加工品等の開発、需要がある品目への転換、認証 GAP の取得、商談会への参加等を通じた販路開拓、出荷予測システムの導入など、これらの取組に必要な機械導入や施設整備を行う。 〔補助要件等〕 (1) 事業申請時点で、れんこん、はくさい、キャベツ、レタスを生産、出荷又は販売している産地であること。 (2) 知事が別に定める応募要件を満たしていること。 (3) 実需者や消費者から選ばれる産地づくりのための事業実施主体、企業、大学、行政機関等による連携推進組織を設置すること。 〔対象経費〕 (ソフト事業) 専門家等謝金、市場調査等旅費、借上料、資材等購入費、商品 P R 等印刷製本費、通信運搬費、デザイン等委託料、分析・イベント出展等手数料、専門家等賃金 (ハード事業) 施設・機械整備費（リース導入も可、但し本体価格のみを対象） 〔補助限度額・補助率〕 (補助限度額) 1 事業実施主体あたり 1,000 万円とする。 ただし、ソフト事業のみ実施する場合にあっては、補助上限額の目安を 500 万円とする。 (補助率) ソフト事業：定額、ハード事業：1/2 以内 〔問合せ先〕 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9174 〕 産地振興課 露地野菜 G：029-301-3950

国内外の需要に対応するため枝物の生産体制を強化したい

事業名	いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業（県単）
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	国内外の旺盛なハナモモを中心とした枝物需要に対応するため、生産農地の拡大や、機械類の導入による生産体制の強化に取り組み、全国をリードする枝物トップランナー産地の拡大を目指します。
事業概要	【事業主体】 農業者、新規就農者、農業者の組織する団体等 【事業内容】 1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 （1）荒廃農地等を枝物生産に適した圃場へ整備することによる生産農地の拡大 （2）生産力の低下した圃場の改植促進による生産力の維持・強化 2 規模拡大に伴い増加する労力の削減に向けた機械類の導入（乗用草刈機等） 【補助率・限度額】 1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 補助率 1/2 以内（上限 1a あたり 2 万円） 2 技術的課題の解決による生産体制の強化（機械類の導入関連） 補助率 1/2 以内（上限 1,500 千円） 【問合せ先】 産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954

果樹園の新植・改植をしたい

事業名	果樹経営支援対策事業、果樹先導的取組支援事業、果樹未収益期間支援事業															
分類	【水田・畑作、園芸】															
事業要旨	果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手が、優良品目・品種への転換、省力樹形の導入を行う場合に支援が受けられます。 また、果樹経営支援対策事業により、一定面積の改植または新植を実施した場合に発生する未収益期間に対して支援が受けられます。															
事業概要	〔事業実施者〕 公益社団法人茨城県農林振興公社 〔支援対象者〕 果樹産地構造改革計画に担い手として定められた農業者等 〔事業内容・補助率等〕 1 果樹経営支援対策事業（整備事業） 果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への転換を行う場合に、定額または事業費の1/2以内で補助します。同一品種への改植は省力樹形等の導入が条件です。 ○改植・新植支援（内容、補助額は一例） <table><tr><td></td><td>内容</td><td>改植（新植）補助額</td></tr><tr><td rowspan="2">慣行樹形</td><td>りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹</td><td>17（15）万円/10a</td></tr><tr><td>りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培</td><td>33（32）万円/10a</td></tr><tr><td rowspan="3">省力樹形</td><td>りんごの高密度植低樹高（新わい化）栽培</td><td>53（52）万円/10a</td></tr><tr><td>なし、かき等のジョイント栽培</td><td>33（32）万円/10a</td></tr><tr><td>なし、かき等のV字ジョイント栽培</td><td>73（71）万円/10a</td></tr></table> ○実施面積要件 地続きで概ね2a以上 2 果樹先導的取組支援事業 果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や消費者ニーズに対応した優良品目・品種への改植・新植及び未収益期間の幼木管理、小規模園地整備、病害の低減に資する雨よけ設備の設置、高温対策資機材の導入、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証等を実施する場合に、定額または事業費の1/2以内で補助します。 3 果樹未収益期間支援事業 1の果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植・新植を一定面積以上実施した場合に発生する未収益期間に対して助成します。 ○面積単価（5.5万円/10a）×支援年数（改植の翌年から4年分）＝22万円/10a ○初年度に一括して定額交付 ○実施面積要件 支援対象者が同一年度内に概ね2a以上改植等を実施した場合 〔問合せ先〕 （公社）茨城県農林振興公社 園芸振興部 TEL：029-222-8511 産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954		内容	改植（新植）補助額	慣行樹形	りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a	りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a	省力樹形	りんごの高密度植低樹高（新わい化）栽培	53（52）万円/10a	なし、かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a	なし、かき等のV字ジョイント栽培	73（71）万円/10a
	内容	改植（新植）補助額														
慣行樹形	りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a														
	りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a														
省力樹形	りんごの高密度植低樹高（新わい化）栽培	53（52）万円/10a														
	なし、かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a														
	なし、かき等のV字ジョイント栽培	73（71）万円/10a														

花きの生産、流通、需要の拡大に係る課題を一体的に解決したい

事業名	ジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	物流の 2024 年問題に対応した花き流通の効率化や高度化、産地の課題解決に必要な技術導入を支援するとともに、減少傾向にある花き需要の回復に向けて、需要拡大が見込まれる品目等への転換、新たな需要開拓、花き利用の拡大に向けた PR 活動等の前向きな取組を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 いばらきの花振興協議会が設定した成果目標の達成に必要と認められる団体等 〔補助率〕 定額 〔事業内容〕 県産花きの生産、流通、需要の拡大の課題解決に必要な取組を支援します。 1 花き流通の効率化の取組 受発注データのデジタル化、流通の効率化・高度化に資する検討や技術実証等 2 生産技術の高度化・産地体制の強化等の取組 生産性向上、低コスト化など花き産地の課題解決に資する検討や実証、産地体制の強化に資する研修会開催等 3 需要の変化に対応した品目等の転換の取組 需要が見込まれる品種等への転換に必要な需要調査、栽培技術実証、栽培マニュアル作成等 4 新たな需要開拓・消費拡大の取組 需要喚起のためのPR活動や新規購買層の獲得に向けた販路開拓、花き利用の拡大に資する体験活動等 〔問合せ先〕 産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954

メロンのハウスに環境測定器を導入してスマート農業に取り組みたい

事業名	いばらき高品質メロン創出事業のうち環境測定器導入支援事業（県単）
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】
事業要旨	メロン類のハウス内に環境測定器を導入し、測定した環境データを活用することで、生産性及び収益性の向上を目指します。
事業概要	【事業主体】 農協、農業法人、認定農業者等 【事業内容】 メロン類を栽培するハウス内へのモニタリング機器及びセンサー※、モニタリング機器の稼働に必要なソーラーパネル等の導入を支援 （※蓄積したデータをタブレットやスマートフォン等で閲覧できるクラウド型に限る） 【補助要件等】 ①事業主体が県内でメロン類の栽培を行う者であること ②販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて現状より３％以上の向上が見込まれること 【対象経費】 ・ハウスでのモニタリングに必要な機器及びセンサー※ （※蓄積したデータをタブレットやスマートフォン等で閲覧できるクラウド型に限る） ・ハウスでのモニタリング機器の稼働に必要なソーラーパネル等 【補助率等】 対象経費の１／２以内 【問合せ先】 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：０２９４－８０－３３０３、県央：０２９－２２１－３０３４、鹿行：０２９１－３３－４１１７、 県南：０２９－８２２－７０８６、県西：０２９６－２４－９１６９ 〕 産地振興課 施設野菜・果樹花きＧ TEL：０２９－３０１－３９５４

団地化を通じた麦・大豆産地の生産体制を強化したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業費（茨城県麦・大豆生産技術向上事業）
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】
事業要旨	産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援することにより国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進します。
事業概要	〔対象団体〕 市町村、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等（受益農業従事者が5名以上） 〔採択要件等〕 ・麦・大豆国産化プランが策定されていること。 ・生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。 ・事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。 〔対象事業・対象経費〕 1 生産性向上の推進 2 新たな営農技術等の導入 3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等 4 市町村による生産性向上の取組 〔補助率・補助限度額〕 1 生産性向上の推進 定額（50ha未満：1,000千円、50ha以上150ha未満：2,000千円、150ha以上：3,000千円） 2 新たな営農技術等の導入：定額（合計10,000円/10a以内、大豆極多収品種の種子に係る取組に当たっては、20,000/10a以内） 3 機械・施設の導入等：1/2以内（50万円以上5,000万円未満） 4 推進事務費：1/2以内（(2)の事業費の10%以内） 〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 〕

老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進めたい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらき共同利用施設再編集約・合理化支援事業）
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】
事業要旨	生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業者の組織する団体等 〔補助対象経費〕 老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設等の再編集約・合理化にかかる経費 〔補助率〕 1 共同利用施設の再編集約・合理化 1/2 以内 2 ブランド化・差別化のさらなる加速化 上記1の取組に対し、県0.5/10、国0.5/10以内 〔補助限度額〕 1年度あたり20億円（整備する施設等により異なる） 〔補助要件〕 ・成果目標の基準を満たしていること ・面積要件を満たしていること ・「再編集約・合理化計画（最大3年間）」を作成していること ・修繕・更新に係る積立計画を提出すること ・受益農業従事者（農業の常時従事者）5名以上 ・産地基幹施設を整備するにあたっては、原則として総事業費が5千万円以上等 〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950

環境にやさしい栽培技術と省力化技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」に取り組みたい

事業名	茨城県グリーンな栽培体系加速化事業
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。
事業概要	【事業主体】 産地の農業者や実需者、農業協同組合等の関係者が参画する協議会等 【事業内容】 1 グリーンな栽培体系の検討（必須） ・検討会の開催 ・グリーンな栽培体系の検証 ・グリーンな栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定 ・情報発信 2 グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入（選択） グリーンな栽培体系の検証に必要な、環境負荷低減・省力化に資する機械の導入 3 消費者理解の醸成（選択） グリーンな栽培体系で生産する農産物の消費者理解の醸成に向けた取組 【対象経費】 ○グリーンな栽培体系の検証に必要な以下の経費 ・ほ場・機械等の借上費 ・資材等の購入費 ・土壌診断等の役務費 ○検討会の開催等に係る以下の経費 ・会場借料・旅費・講師謝金・通信運搬費 ・印刷製本費など ※対象にならない経費 汎用性の高い機械等の購入費、交付決定前の取組にかかる経費、新聞、TV等のマスメディアによる広告宣伝等 【補助限度額・補助率】 定額（機械導入は1/2以内、消費者理解の醸成は上限30万円（定額）） 【問合せ先】 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931

有機農業による付加価値向上に取り組みたい

事業名	いばらき有機農業トップランナー事業 (いばらきオーガニックステップアップ事業)
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【輸出・販路拡大】【環境保全型農業】
事業要旨	環境負荷を低減した持続的な営農であり、付加価値の高い農産物を生産する有機農業の取組を拡大するために、有機農業モデル団地の整備や市町村等が主体となる有機農業産地づくり、荒廃農地等を活用した生産環境整備やニーズに応じた新商品開発等を支援します。
事業概要	1 有機農業のモデル団地育成支援（県北・県央地域） 〔取組主体〕 農業者、農業者の組織する団体等 〔事業主体〕 市町村等 〔事業内容〕 県北・県央地域における大規模有機モデル団地の整備（5～10ha 規模）に必要なパイプハウス資材や農業機械のリース導入支援 等 〔補助要件〕 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件に準ずる。 ・面積要件等：露地野菜 10ha 以上、施設野菜 5 ha 以上等 （中山間地域等の生産支援事業のみの場合 5 戸以上の農業者の参加又は取組面積 1ha 以上） （機械のリース導入は本体価格が 50 万円以上であること） 〔対象経費〕 パイプハウスの資材購入、農業機械のリース導入 等 〔補助率等〕 いばらきの産地パワーアップ支援事業：5/10 以内 上記事業への上乗せ補助：2/10 以内 2 地域における有機農業産地づくり支援 〔事業主体〕 市町村等 〔事業内容〕 市町村が主導する、生産から消費まで地域の多様な関係者ととともに取り組む有機農業産地（オーガニックビレッジ）づくりを支援 〔補助要件〕 有機農業実施計画の策定、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への加盟 等 〔対象経費〕 備品費、調査等旅費、研修等参加費、有機 J A S 認証取得費用、謝金 等 〔補助率等〕 定額（取組年度毎に上限設定あり、機械リース費に係る経費のみ 1/2 助成） 3 荒廃農地等集約・環境整備支援 （1）荒廃農地等の再生（障害物除去・整備・土作り）支援 〔事業主体〕 荒廃農地を再生し有機農業を実践する認定農業者等 〔事業内容〕 荒廃農地の再生に関する取組（刈払い、抜根等）を支援 〔補助率等〕 1/2 以内（上限 100 千円/10 a、但し抜根有の場合上限 250 千円/10a） ※ 1 ha 以上再生する場合補助率 2/3 以内（上限 150 千円/10 a、同上限 350 千円/10a） （2）農地貸付協力金 〔事業主体〕 有機農業を実践する認定農業者等に農地を貸し出す地権者等 〔事業内容〕 有機農業の規模拡大に必要な農地を貸付ける者に対し、協力金を交付 〔補助率等〕 定額（15 千円/10a、但し、1ha 以上 20 千円/10a） （3）有機農業転換ほ場の環境整備支援 〔事業主体〕 市町村等 〔事業内容〕 国際水準の有機農業転換に必要な生産資材等のかかり増し経費を支援 〔補助率等〕 定額（20 千円/10a）

4 有機農産物の供給能力向上支援

〔取組主体〕市町村協議会、農協、営農集団などの農業団体及び農業法人、農業者等

〔事業主体〕市町村等

〔事業内容〕事業実施期間中に有機 JAS 認証を新規取得する意向のある者及び認証の拡大取得の意向のある者の認証取得に係る経費を支援

〔補助要件〕有機 JAS 認証面積が 30a 以上となること等

〔対象経費〕①有機 JAS 講習会受講に係る経費、②有機 JAS 認証費用に係る経費

〔補助率等〕定額①上限 10 千円、②上限 140 千円

※別事業において、有機 JAS 認証農産物の生産拡大に向けた機械等の導入支援あり。
(儲かる産地支援事業参照)

5 有機農産物新商品開発チャレンジ支援

〔事業主体〕認定農業者等

〔事業内容〕原則、有機 JAS 認証を新規取得する意向のある者及び認証の拡大取得の意向のある者が行う新規作物（果物等）栽培や商品加工、販路開拓等への新規取組を支援

〔補助率等〕1/2（補助上限 1,600 千円）

6 土づくりの推進支援※1

〔取組主体〕農業者、農業者の組織する団体、民間事業者

〔事業主体〕市町村等

〔事業内容〕地力の向上を目的として、堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組支援

〔補助要件〕県が策定した実施方針に基づいた事業計画、成果目標の設定及び地域の産地パワーアップ計画に位置付けられた目標の達成

〔対象経費〕堆肥等の購入・施用等に要する経費、実証前後の土壌分析、堆肥散布機械のリース導入等

〔補助率等〕定額。堆肥等の実証的活用 30 千円/10a（ペレット堆肥 35 千円/10a）、機械のリース導入 1/2 以内

※1 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件等に準ずる。

7 有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入支援

「儲かる産地支援事業」（3）のメニュー参照（38 ページ）

〔問合せ先〕

最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課

〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、
県南：029-822-7086、県西：0296-24-9174（園芸）、0296-24-9162（農産） 〕
農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931

国産飼料の安定供給を図りたい

事業名	飼料備蓄・増産流通合理化事業
分類	【畜産】
事業要旨	国産飼料の生産・利用拡大を図るため、飼料生産組織の人材確保・育成、国産濃厚飼料の生産・利用の推進等の取組を支援します。また、飼料の安定供給のため、飼料穀物の備蓄や飼料輸送の効率化の実証、配合飼料工場の事業再編に向けた調査等の取組を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち ①国産飼料増産対策事業：生産者集団、民間団体等 ②飼料穀物備蓄・流通合理化事業：配合飼料製造業者、協議会等 〔事業内容〕 ①国産飼料増産対策事業 飼料生産組織の人材確保・育成、国産濃厚飼料の生産・利用の推進等の取組を支援 ②飼料穀物備蓄・流通合理化事業 畜産農家へ安定的に配合飼料等を供給するための取組を支援 〔補助率〕 ①国産飼料増産対策事業：定額、1/2 以内 ②飼料穀物備蓄・流通合理化事業：定額、1/2 以内 等 〔問合せ先〕 農林水産省畜産局飼料課 TEL：03-6744-7192

地域内の生産者で連携し良質な飼料生産に取り組みたい

事業名	飼料基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業						
分類	【畜産】						
事業要旨	輸入飼料に依存しない安定した酪農・肉用牛経営を推進するため、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国内生産資材を最大限に活用して良質な飼料の生産を最大化する取組等を支援します。						
事業概要	【事業主体】 酪農・肉用牛経営者等で構成される地域協議会・生産者団体 【事業内容】 1 酪農・肉用牛経営者等の連携により良質な飼料生産を最大化 ・飼料生産計画に基づき、酪農・肉用牛経営者等が行う飼料の栄養収量を増加させる取組を支援 2 有機飼料の生産支援 ・酪農・肉用牛経営者が取組む飼料の有機栽培を支援 【補助率】 1 15,000 円/ha 以内 2 青刈りとうもろこし等 45,000 円/ha 以内、牧草 15,000 円/ha 以内 【問合せ先】 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">農林水産省畜産局企画課</td><td style="width: 50%;">TEL：03-3502-0874</td></tr> <tr> <td>畜産課 生産振興G</td><td>TEL：029-301-3993</td></tr> <tr> <td>茨城県酪農業協同組合連合会</td><td>TEL：029-224-6711</td></tr> </table>	農林水産省畜産局企画課	TEL：03-3502-0874	畜産課 生産振興G	TEL：029-301-3993	茨城県酪農業協同組合連合会	TEL：029-224-6711
農林水産省畜産局企画課	TEL：03-3502-0874						
畜産課 生産振興G	TEL：029-301-3993						
茨城県酪農業協同組合連合会	TEL：029-224-6711						

地域の農畜産関係者全体で収益性を向上させたい（施設整備）

事業名	畜産競争力強化対策整備事業																																													
分類	【畜産】																																													
事業要旨	「総合的な TPP 関連政策大綱」に基づき、県内の畜産業の維持・発展を図るため、畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携し一体となって、地域全体で収益性向上を図ろうとする取組を支援します。																																													
事業概要	【事業主体】 畜産農家、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社、農事組合法人 等 【事業内容】 畜産農家、JA、市町村等が連携して、畜産クラスター協議会を組織して、収益性の向上や生産基盤の強化を図るための畜産クラスター計画を策定するとともに、計画の達成に必要な施設整備及び家畜の導入について助成します。 【補助要件等】 ・知事の認定を受けた畜産クラスター計画に基づく取組であること ・畜産クラスター協議会で中心的な経営体（取組主体）に位置づけられていること 【対象経費】 ・家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設、畜産加工、展示・販売施設の整備に要する経費または補改修に要する経費 ・家畜の導入（肉用繁殖雌牛、乳用牛、繁殖母豚）に要する経費（家畜飼養管理施設を整備又は補改修した施設で飼養するものに限る。その他要件あり。） 【補助限度額・補助率】 ①施設整備事業の上限単価（附帯部分を除く） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備施設</th><th>基準事業費</th><th>特認事業費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">家畜飼養管理施設</td><td>肉用牛舎</td><td>48 千円/㎡</td><td>62 千円/㎡</td></tr> <tr> <td>乳用牛舎</td><td>80 千円/㎡</td><td>104 千円/㎡</td></tr> <tr> <td>一般豚舎</td><td>69 千円/㎡</td><td>89 千円/㎡</td></tr> <tr> <td>分娩豚舎</td><td>69 千円/㎡</td><td>89 千円/㎡</td></tr> <tr> <td>ウィンドレス鶏舎</td><td>68 千円/㎡</td><td>88 千円/㎡</td></tr> <tr> <td rowspan="4">家畜排せつ物施設</td><td>堆肥舎 500㎡未満</td><td>71 千円/㎡</td><td>92 千円/㎡</td></tr> <tr> <td>〃 500㎡以上</td><td>67 千円/㎡</td><td>87 千円/㎡</td></tr> <tr> <td>尿貯留施設 1,000 ㎡未満</td><td>55 千円/㎡</td><td>71 千円/㎡</td></tr> <tr> <td>〃 1,000 ㎡以上</td><td>26 千円/㎡</td><td>33 千円/㎡</td></tr> <tr> <td rowspan="3">自給飼料関連施設</td><td>バンカーサイロ</td><td>10 千円/㎡</td><td>13 千円/㎡</td></tr> <tr> <td>飼料原料保管施設</td><td>79 千円/㎡</td><td>102 千円/㎡</td></tr> <tr> <td>飼料調製施設</td><td>69 千円/㎡</td><td>89 千円/㎡</td></tr> </tbody> </table> ※特認事業費は知事が特に認める場合には、農政局長等と協議のうえ設定。 ②家畜導入事業の上限単価 妊娠牛 : 27.5 万円/頭以内 繁殖に供する雌牛 : 17.5 万円/頭以内 繁殖に供する雌豚 : 4 万円/頭 【経費負担割合】 国 1/2 以内（施設整備事業：上限補助額 500,000 千円/年度） 【問合せ先】 畜産課 経営環境 G TEL : 029-301-3988			整備施設		基準事業費	特認事業費	家畜飼養管理施設	肉用牛舎	48 千円/㎡	62 千円/㎡	乳用牛舎	80 千円/㎡	104 千円/㎡	一般豚舎	69 千円/㎡	89 千円/㎡	分娩豚舎	69 千円/㎡	89 千円/㎡	ウィンドレス鶏舎	68 千円/㎡	88 千円/㎡	家畜排せつ物施設	堆肥舎 500㎡未満	71 千円/㎡	92 千円/㎡	〃 500㎡以上	67 千円/㎡	87 千円/㎡	尿貯留施設 1,000 ㎡未満	55 千円/㎡	71 千円/㎡	〃 1,000 ㎡以上	26 千円/㎡	33 千円/㎡	自給飼料関連施設	バンカーサイロ	10 千円/㎡	13 千円/㎡	飼料原料保管施設	79 千円/㎡	102 千円/㎡	飼料調製施設	69 千円/㎡	89 千円/㎡
整備施設		基準事業費	特認事業費																																											
家畜飼養管理施設	肉用牛舎	48 千円/㎡	62 千円/㎡																																											
	乳用牛舎	80 千円/㎡	104 千円/㎡																																											
	一般豚舎	69 千円/㎡	89 千円/㎡																																											
	分娩豚舎	69 千円/㎡	89 千円/㎡																																											
	ウィンドレス鶏舎	68 千円/㎡	88 千円/㎡																																											
家畜排せつ物施設	堆肥舎 500㎡未満	71 千円/㎡	92 千円/㎡																																											
	〃 500㎡以上	67 千円/㎡	87 千円/㎡																																											
	尿貯留施設 1,000 ㎡未満	55 千円/㎡	71 千円/㎡																																											
	〃 1,000 ㎡以上	26 千円/㎡	33 千円/㎡																																											
自給飼料関連施設	バンカーサイロ	10 千円/㎡	13 千円/㎡																																											
	飼料原料保管施設	79 千円/㎡	102 千円/㎡																																											
	飼料調製施設	69 千円/㎡	89 千円/㎡																																											

畜産経営に必要な設備を低利のリース方式で導入したい①

事業名	畜産関係施設リース事業（公益財団法人畜産近代化リース協会事業）
分類	【畜産】
事業要旨	畜産農家等に省力的で高能率な機械・施設の導入をリース方式で貸し付けます。
事業概要	〔事業主体〕 畜産農家 〔事業内容〕 畜産関係施設リース事業 ・ 畜産農家等が必要とする施設、機械をリース方式で貸し付けます。 ・ 貸付対象機械施設は、①飼料生産利用施設機械等、②家畜家きん飼養管理施設機械等、③家畜畜産物流通施設機械等となります。 ・ 建物や構築物などを除く、中古の機械（飼料生産利用施設等）も対象となります。（対象機械施設の詳細は、下記問合せ先までご確認ください。） 〔補助要件等〕 畜産業を営む農業者であること。 ・ 畜産農家には、農協、農協連等を通じて再貸付、再々貸付の形となります。 〔対象経費〕 機械・施設の導入に要する費用（リース料） 〔補助限度額・補助率〕 補助なし 〔問合せ先〕 畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988

畜産経営に必要な設備を低利のリース方式で導入したい②

事業名	畜産高度化支援リース事業（alic 事業）
分類	【畜産】
事業要旨	家畜排せつ物の利活用の推進及び環境整備に必要な機械・施設をリース方式で貸し付けます。
事業概要	〔事業主体〕 畜産農家 〔事業内容〕 畜産環境整備リース事業（経営リース） ・①家畜ふん尿処理施設等、②飼料の生産、給与施設等、③家畜飼養管理等にかかる機械・施設をリース方式で貸し付けます。 ・建築物や構造物を除き、中古機械についても対象となります。 （対象機械施設の詳細は、下記問合せ先までご確認ください。） 〔補助要件等〕 畜産業を営む農業者であること。 〔対象経費〕 機械・施設の導入に要する費用（リース料） 〔補助限度額・補助率〕 補助なし（認定農業者は附加貸付料の低減措置を受けられます） 〔問合せ先〕 畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988

農場の防疫対策（防鳥ネット、消毒機器の整備など）に取り組みたい

事業名	農場防疫対策支援事業
分類	【畜産】
事業要旨	伝染病の発生予防のため、地域一体となったねずみ等の野生動物の侵入防止・駆除等の研修会や、動力噴霧器、簡易消毒ゲートの整備など、農場防疫の向上のための取組を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 茨城県内の市町村、農業協同組合、市町村衛生指導協会等（自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体）、防疫対策の実施を目的とした生産者の組織する団体 〔事業内容〕 1 地域協議会の開催 当該地域における農場防疫に係る課題を把握し、必要な対策を検討するため、行政、家畜の所有者、獣医師等の関係者による地域協議会を開催します。 2 農場防疫対策の普及等 1の地域協議会の結果を踏まえ、地域が一体となったねずみの駆除、野生動物の侵入防止対策、消毒等の防疫対策の適切かつ効率的な実施方法について研修を行うなど、その普及を図るとともに、これらの対策の実施に必要な資材の整備を支援します。 〔補助要件〕 1 地域協議会の開催 地域における農場防疫に係る課題の把握と必要な対策の検討 2 農場防疫対策の普及等 ・防疫能力が向上する防鳥ネットや動力噴霧器等の導入（単なる更新や補修は認められません） ・事業実施主体による資材の整備及び管理 ・飼養頭数、使用頻度、衛生状況及び地域の実情等を勘案した適切な資材の整備 〔対象経費〕 ・防鳥ネットの設置、簡易車両消毒ゲート、動力噴霧器の整備等の資材整備に必要な経費 ・ねずみ駆除対策は、地域協議会が実施するねずみの駆除に関する研修会に必要な経費（研修の開催に必要な消耗品、殺鼠剤やねずみ取り（罠・粘着シート）を含む） 〔補助限度額・補助率〕 1/2 以内（予算の範囲内） 〔問合せ先〕 畜産課 家畜衛生対策室 TEL：029-301-3982 最寄りの農林事務所 畜産振興課 〔県北：0294-87-6680、県央：029-231-0476、鹿行：0291-33-4118、〕 〔県南：029-822-8521、県西：0296-24-9166〕

家畜排せつ物を堆肥化したい、良質な家畜ふん堆肥等を流通・利用したい

事業名	良質堆肥広域流通促進事業										
分類	【畜産】										
事業要旨	霞ヶ浦・涸沼流域内の畜産農家に対し、家畜排せつ物処理施設の整備・補改修の支援や、良質な堆肥を流域外で利用を促進することで、畜産農家での効率的な処理と霞ヶ浦・涸沼への負荷低減を図ります。										
事業概要	【事業主体】 霞ヶ浦・涸沼流域内の畜産農家 1 戸以上、流域外の耕種農家 2 戸以上からなる営農集団（下記（1）～（2）） 霞ヶ浦・涸沼流域内の畜産農家（下記（4）） 【対象事業】 （1）堆肥利用実証ほ設置に対する奨励金 （2）堆肥利用実証ほへの堆肥輸送費支援 （3）堆肥散布機の導入補助 （4）家畜排せつ物処理施設の整備・補改修及び機械の導入に対する補助 【補助要件等】 ・畜産農家の畜舎が霞ヶ浦・涸沼流域内に所在すること。 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第 1 条第 2 項に基づく頭羽数を超える飼養をしていること。（牛 10 頭以上、豚 100 頭以上 等） ・家畜排せつ物法第 4 条に基づく指導を受けてないこと。 ・家畜排せつ物の適正な管理により良質な堆肥の生産と有効利用がされていること。 【対象経費】 当該事業を実施するのに要する経費 【補助限度額等】 上記（1）、（2）については定額（ただし、栽培作物、輸送距離による） 上記（3）、（4）の事業については対象経費の 1/2 以内 【対象経費、補助限度額・補助率】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（1）堆肥等利用実証ほ奨励金</td><td>定額</td></tr> <tr> <td>（2）堆肥等の輸送費支援</td><td>定額</td></tr> <tr> <td>（3）堆肥等散布機導入補助</td><td>1/2 以内</td></tr> <tr> <td>（4）家畜排せつ物処理施設の整備・補改修及び機械の導入補助</td><td>1/2 以内</td></tr> </tbody> </table> 【問合せ先】 畜産課 経営環境 G TEL:029-301-3988 （公社）茨城県畜産協会 TEL:029-232-2277	事業名	補助率	（1）堆肥等利用実証ほ奨励金	定額	（2）堆肥等の輸送費支援	定額	（3）堆肥等散布機導入補助	1/2 以内	（4）家畜排せつ物処理施設の整備・補改修及び機械の導入補助	1/2 以内
事業名	補助率										
（1）堆肥等利用実証ほ奨励金	定額										
（2）堆肥等の輸送費支援	定額										
（3）堆肥等散布機導入補助	1/2 以内										
（4）家畜排せつ物処理施設の整備・補改修及び機械の導入補助	1/2 以内										

配合飼料購入価格高騰の影響を緩和したい

事業名	畜産経営安定対策等（配合飼料価格安定制度）
分類	【畜産】
事業要旨	配合飼料価格高騰時の畜産農家への影響緩和のため、畜産農家、配合飼料メーカー、国の拠出による基金制度を立上げ、配合飼料価格の上昇幅に応じた補填金を畜産農家に交付します。
事業概要	〔事業主体〕 畜産農家（交付対象：通常補填の基金積立者） 〔事業内容〕 （１）通常補填 配合飼料メーカー：畜産農家＝２：１の積立割合により基金を造成し、当該基金を財源として、配合飼料価格の上昇幅に応じて補填金を畜産農家に交付します。 （２）異常補填 配合飼料メーカー：国＝１：１の積立割合により基金を造成し、配合飼料価格の上昇率が一定基準以上となった場合、当該基金を財源として通常補填を補足するために畜産農家に交付します。 〔補助要件等〕 （１）通常補填 配合飼料の輸入原料価格が直前１年間の平均を上回った場合、その差額（当該四半期の輸入原料価格－直前１年間平均輸入原料価格）が交付されます。 但し、異常補填発動時は、異常補填の交付額を控除した額が交付されます。 （２）異常補填 配合飼料の輸入原料価格が直前１年間の平均と比べて１１５％を超えて上昇した場合に、その超えた額が交付されます。 〔問合せ先〕 畜産課生産振興Ｇ TEL：０２９-３０１-３９９３ 一般社団法人茨城県配合飼料価格安定基金協会 TEL：０２９-２２６-８５８９

地域の農畜産関係者全体で収益性を向上させたい（機械導入）

事業名	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）										
分類	【畜産】										
事業要旨	「総合的な TPP 関連政策大綱」に基づき、県内の畜産業の維持・発展を図るため、畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携し一体となって、地域全体で収益性向上を図ろうとする取組を支援します。										
事業概要	〔事業主体〕 畜産農家、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社、農事組合法人 等 〔事業内容〕 1 畜産経営等強化支援事業 畜産クラスター計画に基づく取り組みを行う者が生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置を導入する場合及び飼料生産組織が飼料自給率の向上及び経営の高度化に必要な機械装置を導入する場合に、その負担の軽減を図るために行う当該機械装置の導入に必要な経費の一部補助 2 推進指導事業 1の事業の円滑な推進を図るために行う事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等 〔補助要件等〕 ・知事の認定を受けた畜産クラスター計画に基づく取組であること ・畜産クラスター協議会で中心的な経営体（取組主体）に位置づけられていること 〔対象経費〕 ・機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に要する経費 ・事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等に要する経費 〔補助限度額・補助率〕 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th><th style="text-align: center;">補助対象経費</th><th style="text-align: center;">補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 畜産経営等強化支援事業</td><td>機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費</td><td style="text-align: center;">1/2 以内</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 推進指導事業</td><td>事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等に要する経費</td><td style="text-align: center;">定額</td></tr> </tbody> </table> 〔経費負担割合〕 国 1/2 以内、定額 〔問合せ先〕 畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988 (公社) 茨城県畜産協会 TEL：029-231-7501		事業名	補助対象経費	補助率	1 畜産経営等強化支援事業	機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	1/2 以内	2 推進指導事業	事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等に要する経費	定額
事業名	補助対象経費	補助率									
1 畜産経営等強化支援事業	機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	1/2 以内									
2 推進指導事業	事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等に要する経費	定額									

堆肥の生産・流通促進や高度な畜産環境対策をしたい

事業名	畜産環境対策総合支援事業												
分類	【畜産】												
事業要旨	堆肥の高品質化やペレット化など「土づくり堆肥」の生産・流通の促進により、家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組を支援するとともに、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施することで、畜産環境問題の解決を図ります。												
事業概要	【事業主体】 畜産農家、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社、農事組合法人 等 【事業内容】 以下の事業の一部を補助する - 畜産堆肥流通体制支援事業 環境負荷低減の取組に対する理解情勢を図るための検討会の開催やコンサルタントによる改善指導等の取組に必要な経費 - 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業 堆肥等のニーズ把握や生産方法の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催、堆肥・液肥の成分分析、取組主体が行う堆肥造粒機等の導入に必要な経費 - 畜産・土づくり施設等導入支援事業 堆肥・液肥の高品質化、ペレット化等に係る施設等の整備、補改修に必要な経費 - 畜産環境対策推進体制支援事業 高度な畜産環境対策の実施方法の検討等を行うための協議会の開催、臭気の測定又は排水の水質検査に必要な経費 - 畜産環境関連施設等導入支援事業 高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備、補改修に必要な費用 【補助要件等】 - 畜産クラスター計画に準ずる目標を定めていること - 畜産クラスター協議会又は、畜産を営む者の他、地方公共団体、外部支援組織、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者等のうち2者以上の異なる役割を担うものが参加する協議会であること。 【対象経費、補助限度額・補助率】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th><th style="text-align: center;">補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 畜産堆肥流通体制支援事業</td><td>定額</td></tr> <tr> <td>2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業</td><td>定額、1/2 以内</td></tr> <tr> <td>3 畜産・土づくり施設等導入支援事業</td><td>1/2 以内※¹、²</td></tr> <tr> <td>4 畜産環境対策推進体制支援事業</td><td>定額</td></tr> <tr> <td>5 畜産環境関連施設等導入支援事業</td><td>1/2 以内※²</td></tr> </tbody> </table> ※1 堆肥化处理施設については上限事業費を 500 m³未満は 71 千円/m³、500 m³以上は 67 千円/m³とする。 ※2 液肥化处理施設については、上限事業費を 1,000 m³未満は 55 千円/m³、1,000 m³以上は 26 千円/m³とする。 【問合せ先】 畜産課 経営環境G TEL029-301-3988	事業名	補助率	1 畜産堆肥流通体制支援事業	定額	2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業	定額、1/2 以内	3 畜産・土づくり施設等導入支援事業	1/2 以内※ ¹ 、 ²	4 畜産環境対策推進体制支援事業	定額	5 畜産環境関連施設等導入支援事業	1/2 以内※ ²
事業名	補助率												
1 畜産堆肥流通体制支援事業	定額												
2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業	定額、1/2 以内												
3 畜産・土づくり施設等導入支援事業	1/2 以内※ ¹ 、 ²												
4 畜産環境対策推進体制支援事業	定額												
5 畜産環境関連施設等導入支援事業	1/2 以内※ ²												

家畜排せつ物処理施設（堆肥舎等）を補修したい

事業名	堆肥舎等長寿命化推進事業（alic 事業）
分類	【畜産】
事業要旨	経年劣化した堆肥舎等の長寿命化を図るため、地域の実情に応じた堆肥舎等の補修の実証を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 畜産農家 〔事業内容〕 1 堆肥舎等の長寿命化の推進 (1) 堆肥舎等に係る補修マニュアルの作成等 ① 堆肥舎等の経年劣化に関する実態調査 ② 堆肥舎等の経年劣化の補修の事例調査 ③ 堆肥舎等の長寿命化のための補修マニュアルの作成及び配布等 (2) 地域の実情に応じた堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証の取組 ① 地域における堆肥舎等の長寿命化の補修の実証に係る調査・検討等 堆肥舎等の経年劣化の状況の把握、補修方法の検討及び堆肥舎等の選定、補修の実証成果のとりまとめ、情報提供 ② 補修の実証の取組に必要な資材の提供 補修の実証の取組に要する資材の提供 2 家畜排せつ物処理に係る新技術情報等の収集・提供 (1) 調査検討会の開催 (2) 畜産環境規制の強化等に対応した新技術、優良事例等の調査 (3) 調査報告書の作成及び配布等 3 家畜飼養情報検討会の開催 4 事業の推進指導 〔補助要件等〕 畜産農家（地域で家畜排せつ物を共同処理する堆肥センターを所有する農業者の組織する団体を含む） 〔対象経費〕 上記事業実施に要する経費 〔補助限度額・補助率〕 ・ 上記事業 1 (2)②：1/2 以内。 （ただし、1 m²当たり 10 千円を上限とする。） ・ その他事業：定額 〔問合せ先〕 畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988

肉用繁殖雌牛の簡易牛舎等の施設を整備したい

事業名	肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化対策）
分類	【畜産】
事業要旨	繁殖雌牛を増頭するための簡易牛舎等の整備を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 農協等 〔事業内容〕 簡易牛舎等の整備 〔補助要件等〕 ・繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎、器具機材（スタンション等）の整備 （木造・パイプハウス牛舎 500 m²以下、鉄骨牛舎 200 m²以下） 〔補助率〕 機構 1/2、実施主体 1/2 定額（簡易牛舎上限 29 千円/m²） 〔問合せ先〕 畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993 （公社）茨城県畜産協会 TEL：029-232-2277

肉用牛経営の安定を図りたい

事業名	肉用牛経営安定対策事業（alic 事業）												
分類	【畜産】												
事業要旨	肉用子牛価格が保証基準価格等を下回った場合に、肉用子牛生産者に対して補給金を交付します。 肉用牛肥育経営において、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、積立金から差額の 9 割を交付金として交付します。												
事業概要	〔事業主体〕 肉用牛飼養農家 〔事業内容〕 (1)肉用子牛生産者補給金制度 肉用子牛の平均売買価格が、国が定める保証基準価格を下回った場合に、販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、補給金を交付します。さらに、平均売買価格が、国が定める合理化目標価格を下回った場合に、国・県・肉用子牛生産者の積立金（国：県：生産者＝2：1：1）から、下回った額の 9/10 を補給金として交付します。 - 令和 2～6 年度肉用子牛生産者積立金額 黒毛和種 1,600 円 乳用種 6,800 円 交雑種 3,200 円 - 事業手続き 公益社団法人茨城県畜産協会に直接申し込みます。 <table><tr><td>対象品種</td><td>黒毛和種</td><td>乳用種</td><td>交雑種</td></tr><tr><td>R 7 保証基準価格</td><td>574,000 円／頭</td><td>164,000 円／頭</td><td>274,000 円／頭</td></tr><tr><td>R 7 合理化目標価格</td><td>446,000 円／頭</td><td>110,000 円／頭</td><td>216,000 円／頭</td></tr></table> (2)肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン） 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、国・肥育牛生産者の積立金（国：生産者＝3：1）から、下回った額の 9 割を補填金として交付します。 - 事業実施期間 令和 7 年度～令和 9 年度（3 年間） 〔問合せ先〕 畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988 （公社）茨城県畜産協会 TEL：029-232-2277	対象品種	黒毛和種	乳用種	交雑種	R 7 保証基準価格	574,000 円／頭	164,000 円／頭	274,000 円／頭	R 7 合理化目標価格	446,000 円／頭	110,000 円／頭	216,000 円／頭
対象品種	黒毛和種	乳用種	交雑種										
R 7 保証基準価格	574,000 円／頭	164,000 円／頭	274,000 円／頭										
R 7 合理化目標価格	446,000 円／頭	110,000 円／頭	216,000 円／頭										

高能力な肉用繁殖雌牛を保留したい

事業名	高品質常陸牛生産対策事業
分類	【畜産】
事業要旨	オレイン酸等の牛肉のおいしさに関連する遺伝情報の検査及び遺伝情報に基づいた高能力な繁殖雌牛を県内保留する取組みに対し支援します。
事業概要	〔事業主体〕 畜産農家等 〔事業内容〕 1 脂肪の質に優れた雌牛の確保支援 2 ゲノミック評価支援 〔補助対象〕 1 オレイン酸割合や小ザシ等の遺伝的能力に優れた雌子牛の自家保留、県内保留及び県外導入に係る経費 2 ゲノミック評価に係る経費 〔補助率〕 1 1/2 以内（上限 30 万円/頭） 2 定額 12 千円/頭 〔補助要件等〕 1 ・対象牛は、ゲノミック育種価等が一定基準以上であること ・事業補助を受けた雌牛から生産された子牛は、県内市場への上場又は自家保留等により県内に流通させること 等 2 ・（一社）家畜改良事業団が実施するゲノミック評価において、枝肉 6 形質と併せて、脂肪酸組成形質の評価を実施すること ・対象牛は、繁殖雌牛として自家保留するか、県内の家畜市場に上場すること 等 〔問合せ先〕 畜産課 生産振興 G TEL：029-301-3993

肉用繁殖雌牛を更新したい

事業名	優良繁殖雌牛更新加速化事業（肉用牛）							
分類	【畜産】							
事業要旨	優良な若い繁殖雌牛への更新を加速化させるため、畜産クラスター計画に位置づけられた生産者が高齢繁殖雌牛を出荷し、優良な繁殖雌牛を導入する場合に、奨励金が交付されます。							
事業概要	【事業概要】 生産者が畜産クラスター計画に基づき、高齢の和牛繁殖雌牛を出荷し、優良な和牛繁殖雌牛を導入する場合に、奨励金を交付 <table border="1"> <tr> <td></td><td>優良な繁殖雌牛</td><td>遺伝的多様性に配慮した 優良な繁殖雌牛</td></tr> <tr> <td>奨励金</td><td>10 万円/頭</td><td>15 万円/頭</td></tr> </table> 【交付対象者】 畜産クラスター計画に位置づけられた取組主体の構成員 【交付対象頭数】 ・ 期間内（令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日）において、高齢の和牛繁殖雌牛を出荷し、優良な繁殖雌牛を導入すること ※出荷と導入はセット、自家保留による更新も対象 ・ 1 対象者当たり 25 頭を上限 【交付対象牛の条件】 ＜出荷する繁殖雌牛の要件＞ ・ 出荷時点で満 10 歳（120 か月齢）以上 （令和 6 年 12 月 31 日以前から飼養している牛に限る） ＜導入牛の要件＞ ・ 繁殖目的に飼養されている和牛 ・ 令和 7 年 12 月 31 日時点で満 9 か月齢以上かつ導入時点で満 14 か月齢未満（初妊牛を除く） ・ 脂肪交雑以外の枝肉形質（枝肉重量、バラの厚さ、ロース芯面積、歩留基準値、皮下脂肪厚）のうち 2 形質について、育種価又は期待育種価が生産県の上位 1/2 以内（要件となる形質に MUFA もしくはオレイン酸を追加することも可能） 【問合せ先】 畜産課 生産振興 G TEL：029-301-3993 （公社）茨城県畜産協会 TEL：029-231-7501			優良な繁殖雌牛	遺伝的多様性に配慮した 優良な繁殖雌牛	奨励金	10 万円/頭	15 万円/頭
	優良な繁殖雌牛	遺伝的多様性に配慮した 優良な繁殖雌牛						
奨励金	10 万円/頭	15 万円/頭						

繁殖和牛経営を学びたい

事業名	新規繁殖和牛経営入門講座
分類	【畜産】
事業要旨	新規で繁殖牛経営を希望する者を対象に、講義と実習をすることで、県内における繁殖和牛生産基盤を強化します。
事業概要	〔事業主体〕 茨城県、公益社団法人茨城県畜産協会、茨城県肉用牛生産者協会 〔事業内容〕 農家体験実習、基礎講座（講義）、家畜市場見学、意見交換等 〔対象者、募集人数〕 （１）対象者 ・肉用牛の飼育に興味があり、将来茨城県で就農（肉用牛経営）を希望する者。 ・既に畜産経営（肉用牛肥育経営、酪農等）をしているが、新たに繁殖和牛の導入を希望する者。 （２）募集人数 10 名程度 〔日程等〕 ・募集期間 令和 7 年 5 月中旬～ 6 月下旬まで ・申込先 県西農林事務所企画調整部門振興・環境畜産振興課 ・開講期間 令和 7 年 7 月中旬～令和 8 年 1 月中旬 全 8 回講座 ・開催場所 茨城県畜産センター肉用牛研究所（常陸大宮市） 県内の繁殖和牛経営農家 等 〔対象経費〕 受講料無料 ただし、実習等で必要となる経費（農家体験時の傷害保険料の一部として 500 円、交流会の参加費・宿泊費 等）は受講者が負担 〔問合せ先〕 畜産課 生産振興 G TEL：029-301-3993

肥育豚経営の安定を図りたい

事業名	肉豚経営安定交付金制度（alic 事業）
分類	【畜産】
事業要旨	肉豚の標準的生産費（ともに全国平均）を下回った場合に、差額の 9 割を交付金として交付し、養豚経営の安定を図ります。
事業概要	〔事業主体〕 養豚農家 〔事業内容〕 (1) 事業の仕組み 四半期毎に粗収益と生産コストを計算し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、養豚農家と農畜産業振興機構の積立金（積立割合は農家：機構＝1：3）から、その差額の 9 割を交付金として交付します。 3 年ごとの業務対象年間終了後、農家積立金に残額が生じた場合には、無事戻しを行います。 (2) 事業手続き 農畜産業振興機構に直接申し込みます。 ※書類の作成事務等を（公社）茨城県畜産協会に委託可能。 （県は、畜産協会に対して事務費の一部を助成：畜産経営指導体制円滑化推進事業費補助） 〔補助要件〕 肉豚生産者。ただし、資本金の額が 3 億円を超え、かつ、従業員の数が 300 人を超える会社などは除く。 〔問合せ先〕 畜産課 経営環境 G TEL：029-301-3988 （公社）茨城県畜産協会 TEL：029-232-2277

県で造成した系統豚を導入したい

事業名	銘柄畜産物ブランド支援事業（県産銘柄豚支援対策（高品質化支援））
分類	【畜産】
事業要旨	系統豚を活用した豚肉の高品質化を図りたい養豚農家が、県畜産センター養豚研究所で造成した系統豚「ローズ D-1」を導入する場合に支援します。
事業概要	〔事業主体〕 （公社）茨城県畜産協会 〔事業内容〕 県畜産センター養豚研究所で造成した系統豚「ローズ D-1」を導入した農家に対して導入費を補助します。 〔補助要件等〕 補助を受けようとする者は、導入種豚の活用状況を県畜産センター養豚研究所に報告すること。 〔対象経費〕 「ローズ D-1」の導入に要する経費（一部助成） 〔補助限度額・補助率〕 導入豚の体重 1 kg 当たり 200 円を上限（予算の範囲内） 〔問合せ先〕 （公社）茨城県畜産協会 TEL：029-231-7501 ローズ D-1 とは 茨城県畜産センター養豚研究所で造成したデュロック種の系統豚です。筋肉内脂肪含量が 5.1% と高く、特徴ある豚肉の生産が期待できます。 系統豚は、数世代選抜し閉鎖系群育種により遺伝的に固定化した豚群です。

乳用雌牛を導入したい

事業名	家畜生産性向上対策事業（乳用雌牛導入支援分）
分類	【畜産】
事業要旨	家族経営を中心とした酪農家が、乳用後継牛を確保するために行う乳用雌牛の導入経費の一部を助成します。
事業概要	1 地域内流通マッチングシステムの構築 〔事業主体〕 県酪農業協同組合連合会 〔事業内容〕 家族経営体等を中心として、県内で生産された乳用雌牛（県内子牛等）を地域内流通するためのマッチングシステムを構築 〔対象経費〕 マッチング補助費 〔補助率〕 1/2 以内 2 酪農家（家族経営等）への乳用雌牛の導入支援 〔事業主体〕 県酪農業協同組合連合会 〔事業内容〕 酪農家（家族経営体等）が、乳用後継牛を確保するために行う①乳用雌牛（県内子牛）や②乳用雌牛（妊娠牛）の導入経費の一部を助成 〔補助要件等〕 乳用後継牛を導入し、生乳生産基盤の強化が図れること。 〔対象経費〕 繁殖雌牛の導入に要する経費 〔補助率〕 ①定額（50 千円/頭） ②定額（100 千円/頭） 3 乳用雌牛の円滑な継承の推進 〔事業主体〕 県酪農業協同組合連合会 〔事業内容〕 生乳出荷中止又は経営規模縮小する酪農経営体からの乳用雌牛の継承支援 〔補助要件等〕 12～72 か月齢までの乳用牛とし、継承後 1 か月以上の飼養を行うこと 〔対象経費〕 継承牛の導入に要する経費 〔補助率〕 定額（16 千円/頭） 〔問合せ先〕 畜産課 生産振興 G TEL：029-301-3993 茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711

酪農経営での優良な乳用後継雌牛の確保及び肉用子牛の生産拡大を図りたい

事業名	酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業）（alic 事業）
分類	【畜産】
事業要旨	乳用牛の計画的な改良・増殖の推進を図るため、遺伝的能力の向上、乳用牛の飼養管理技術の指導等を行う取組に対して支援する。
事業概要	〔事業主体〕 生産者集団等 〔事業内容〕 1 遺伝的能力向上対策 （1）乳用牛の遺伝子情報を用いたゲノミック評価に必要なサンプル収集及び検査 （2）乳用牛のゲノミック評価の利活用を図るための勉強会開催 （3）高泌乳持続性乳用牛の改良を進めるためのゲノミック評価に必要なシステムの開発 （4）調整交配用精液を活用する酪農経営体に対する乳用種雄子牛の出生頭数に応じた支援金の交付 2 飼養管理技術の向上対策 乳用牛の管理技術の指導及び必要な分析・検査等を支援するための取組に要する経費に対する補助 〔補助率〕 1 （1）～（3）定額 （4）定額（6,000 円/頭以内） 2 定額 〔問合せ先〕 畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993 茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711

酪農向け乳用種子牛の損耗防止・後継者への支援をしたい

事業名	酪農経営支援総合対策事業（alic 事業）
分類	【畜産】
事業要旨	乳用後継牛の不足を解消するため、後継牛生産を促進するための飼養環境等の整備や経産牛の供用期間延長に資する取組を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 畜産農家等 〔事業内容〕 - 後継牛確保のための環境整備 - 後継牛確保のための簡易畜舎整備、機器導入（カーフハッチ、分娩カメラ） - つなぎ牛舎の改良（牛床の延長、繫留具の改良等） - 飼養環境の改善（牛床マット、カウブラシ等） - 飼暑熱対策の推進（細霧装置等） - 供用期間の延長支援（肢蹄保護、乳房炎ワクチン等） - 乳育成牛の事故率の低減 乳用育成牛へのワクチン接種への支援 - 後継牛確保の推進 乳用牛の繁殖、飼養管理等に関するセミナー開催、調査への支援 - 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入 代替飼料の共同購入支援 〔補助率〕 （１）～（４） 1/2 以内 （５） 定額（１頭当たり 1 千円以内） - 定額（１頭 1 回当たり 1 千円以内） - 定額 - 定額（代替飼料 1 kg 当たり 5 円以内） 〔問合せ先〕 畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993 茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711

酪農や肉用牛生産における労働負担軽減・省力化を図りたい

事業名	畜産クラスター事業、酪農経営支援総合対策事業（alic 事業）
分類	【畜産】
事業要旨	酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化に資するロボット・AI・IoT 等の先端技術の導入を支援します。 また、酪農家による省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備を支援します。（alic 事業）
事業概要	〔事業主体〕 協議会（地域の酪農家、肉用牛農家等が参画する協議会） 〔事業内容〕 1 搾乳ロボット・発情発見装置等の ICT 関連機械の導入を支援 2 酪農家による省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備 〔補助率〕 1/2 以内 〔問合せ先〕 畜産課 生産振興 G TEL：029-301-3993 茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711

採卵養鶏経営の安定を図りたい

事業名	鶏卵生産者経営安定対策事業（一般社団法人日本養鶏協会）
分類	【畜産】
事業要旨	鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組を支援し、採卵養鶏経営と鶏卵価格の安定を図ります。
事業概要	【事業主体】 一般社団法人日本養鶏協会（交付対象：飼養生産者（加入要件あり）） 【事業内容、補助要件等】 1 鶏卵価格差補填事業 鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補てんする。 2 成鶏更新・空舎延長事業 鶏卵の日々の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満の飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対し、奨励金を交付します。 ○奨励金単価 ※（）内は10万羽未満飼養生産者 ・空舎期間60日以上90日未満 210円/羽（310円/羽） ・空舎期間90日以上120日未満 420円/羽（620円/羽） ・空舎期間120日以上150日未満 630円/羽（930円/羽） ・食鳥処理場への奨励金 47円/羽 【問合せ先】 一般社団法人日本養鶏協会 TEL：03-3297-5515

儲かる農業を実現するための機械・施設等を導入したい

事業名	儲かる産地支援事業
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	生産性の向上や付加価値の向上、ICT や高性能機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組の導入を進め、収益性の高いモデル的な担い手農家の育成を通し、「儲かる農業」の実現を支援します。また、有機農産物の生産拡大につながる農業機械・資材等の導入利用を支援し、有機農業のモデル的な経営の実現を支援します。
事業概要	【事業主体】 農協、営農集団、農業法人、認定農業者 等 【事業内容】 以下の取組を支援します。 (1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備 ① 先端技術の導入支援 ICT を活用したスマート農業の実践、新規作物の導入・省力化に必要な機械や施設の整備等を支援。(ICT を活用した高度な環境測定器および環境制御技術、農薬散布ドローン、GPS 内蔵自動走行トラクター等) ② 高品質・安定生産に向けた取組支援 高品質な農作物を安定的に供給するために必要な機械・施設等の設備を支援する。(収穫機、養液土耕システム、色彩選別機、果樹棚の整備および補修等) ※汎用性の高い機械は対象外 (トラック、フォークリフト、動力噴霧機等) (2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備 ・「イバラキング」の贈答用販売や輸出向けのメロンの品質安定化に取り組むために必要なパイプハウス等の施設及び非破壊糖度計の機械の導入支援。 (3) 有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入※ ・有機農産物等の生産性、供給力又は品質の向上のために必要な生産、出荷調整の機械やパイプハウス資材 (骨材と被覆材) 等の導入支援。 ※いばらき有機農業トップランナー事業のメニュー (13 ページ) 【主な補助要件】 (1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備 ① 受益農家戸数が 3 戸以上であること。 ※先端技術導入の場合は受益農家戸数が 1 戸以上であること。 ② 事業実施主体又は受益農家には認定農業者が含まれていること。 ③ 事業費が 160 万円以上であること。 ④ 事業実施後、3 年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて 3 % の向上が見込めること、または生産コストの 3 % 削減が見込めること。 (2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備 ① 高品質メロン創出に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。 ・高品質な「イバラキング」の栽培に取り組むこと。 ・当該事業により生産したメロンについて、百貨店、果実専門店等で贈答用として試験販売に取り組むこと。

	②輸出向けメロンの品質安定化に向けた施設の高度化に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。 ・メロンのトンネル栽培からパイプハウス栽培に切り替えること。 ・過去３年間に於いて輸出実績があり、安定的な輸出ルートが確保されていること。 ・生産した果実の試験輸出に取り組むこと。 (３)有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入 ①規模・生産拡大を志向する有機 JAS 認証取得者及び新規取得予定者 ②農業経営基盤強化促進法に基づく認定または地域計画に位置付けられた農業者であること ③本体価格が 10 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む）であること。 ④事業実施により有機 JAS 認証取得面積、有機農産物等の販売金額、出荷量、平均収量又は平均単価のいずれかにおいて、５％以上の向上が見込めること 等 〔補助率〕 (１)先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備：1/3 以内 (２)高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備：1/2 以内 (３)有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入：本体価格の 1/2 以内 〔問合せ先〕 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931
--	--

農業用機械・施設を整備したい

事業名	経営体育成支援事業（農地利用効率化等支援交付金）				
分類	【機械・施設整備】				
事業要旨	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。				
事業概要	〔事業主体〕 市町村 〔事業内容〕 （１）融資主体支援タイプ ①融資主体型補助事業 融資を受けて、経営改善に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援。 助成対象者：地域計画の目標地図に位置付けられた認定農業者等 ②追加的信用供与補助事業 融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への補助金の積み増しによる金融機関への債務保証の拡大を支援。（上記①の助成対象者が希望する場合） 助成対象者：県農業信用基金協会 （２）地域農業構造転換支援タイプ 将来像が明確化された地域計画（目標集積率が８割以上等）の早期実現を後押しするため、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援。 助成対象者：地域計画の目標地図に位置付けられた認定農業者等 （３）条件不利地域支援タイプ 経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援。 助成対象者：農家３戸以上で組織する団体、農協、土地改良区など 〔補助要件等〕 （１）融資主体型補助事業 助成対象者が融資を受けて行う取組であること等。 〔対象経費〕 事業費が整備内容ごとに 50 万円以上 〔補助限度額・補助率〕 （１）融資主体支援タイプ <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">①融資主体型補助事業</td><td>融資残額以内、3/10 以内（300 万円、600 万円）</td></tr> <tr> <td>②追加的信用供与補助事業</td><td>定額</td></tr> </table> （２）地域農業構造転換支援タイプ 購入：3/10 以内、リース：購入価格の 3/7 相当 （購入、リースともに 1,500 万円） （３）条件不利地域支援タイプ 1/2 以内（4,000 万円） 〔問合せ先〕 農業経営課 基盤強化Ｇ TEL：029-301-3833 最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課 〔 県北：0294-80-3301、県央：029-221-3012、鹿行：0291-33-6285、 県南：029-822-7083、県西：0296-24-9164 〕	①融資主体型補助事業	融資残額以内、3/10 以内（300 万円、600 万円）	②追加的信用供与補助事業	定額
①融資主体型補助事業	融資残額以内、3/10 以内（300 万円、600 万円）				
②追加的信用供与補助事業	定額				

効率的、高収益な生産出荷体制を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業費 (いばらきの産地パワーアップ支援事業収益性向上対策)
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設整備等や機械等のリース導入等を、すべての農作物を対象として支援します。
事業概要	【事業主体】 市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等 【事業内容】 (1)整備事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設の整備等を支援します。 (2)基金事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械のリース導入や生産資材の導入等を支援します。 【補助要件】 ・ 支援対象：地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体 ・ 面積要件：水稲 50ha、麦 30ha、大豆 20ha、いも類 25ha、茶 10ha、果樹 10ha、露地野菜 10ha、施設野菜 5 ha、露地花き 5 ha、施設花き 3 ha、特用林産物 2 ha 等であること (中山間地域等においては、要件の緩和あり) ・ 機械のリース導入は、本体価格が 50 万円以上であること。 ・ 施設整備の実施にあたっては、費用対効果の分析を実施し、投資効率が 1.0 以上であること。 【対象経費】 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、果樹の改植に必要な経費、高収益作物・栽培体系への転換に必要な資材導入等に要する経費等 (水稲乾燥調製施設、野菜・果樹集出荷貯蔵施設、農産物加工処理施設、低コスト耐候性ハウス、生産技術高度化施設、GPS 活用型農業機械 等) 【補助限度額・補助率】 ・ 補助限度額：20 億円以内/事業・年 ・ 補 助 率：1/2 以内 (ただし、品目や整備する施設等により異なる) 【問合せ先】 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 産地振興課 農産・特産振興 G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954 露地野菜 G TEL：029-301-3950

生産から流通までの取組に必要な大規模共同利用施設を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらきの強い農業づくり総合支援事業）
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	国内農産並びに園芸作物の安定供給体制の確立を図るため、販売価格の向上や販売量の増大及び生産流通コストの低減等、生産から流通までの強い農業づくりに必要な大規模共同利用施設の整備等を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 市町村、公社、農業者の組織する団体等 〔事業内容〕 販売価格の向上や販売量の増大、生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化の取組等に必要な大規模共同利用施設の整備等を支援します。 〔補助要件〕 ・総事業費：5千万円以上（農業機械は対象外）であること。 ・受益者数：受益農業従事者が5名以上であること。 ・受益面積：水稲 50ha 以上、麦 30ha 以上、大豆 20ha 以上、果樹 10ha 以上、露地野菜 10ha 以上、施設野菜 5 ha 以上、露地花き 5 ha 以上、施設花き 3 ha 以上、等であること。（品目により異なる） ・事業の実施にあたっては、投資が過剰とならないように、事前に費用対効果の分析を行い、導入により得られる効果の大きい事業を採択します。 ・事業の導入から翌々年度までに目指す成果目標を2つ選定し、現状と目標をポイント化して、事業効果を確保するとともに採択の優先順位を決定します。 〔対象経費〕 農産・園芸作物の生産及び流通に必要な大規模共同利用施設等の整備に係る経費（水稲乾燥調製施設、野菜・果樹・花き集出荷貯蔵施設、農産物加工処理施設、低コスト耐候性ハウス、生産技術高度化施設、等） 〔補助率〕 補助率：1/2 以内（ただし、品目や整備する施設により異なる） 補助限度額：20 億円以内（ただし、整備する施設等により異なる） 〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950

農業支援サービス（農作業受委託等）に必要な機械等を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業費（いばらきの農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を支援します。 なお、農業支援サービスとは、農作業の受委託、機械のリース・レンタル、農業関連のデータ分析、農業現場への人材派遣を指します。
事業概要	〔事業主体〕 農業者や個人事業者（個人、法人は問わない）、JA、民間事業者等。ただし、いずれも概ね茨城県内においてサービスを提供する事業者であること。 〔事業内容〕 （１）整農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ モデル性の高いサービス事業を展開するに当たって必要な農業機械の導入等を支援します。 （２）農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策 サービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大に必要な人材育成等の取組を支援します。 （３）農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援 サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。 〔補助要件〕 ・機械の導入は、本体価格が 50 万円以上であること。 ・導入する機械は、自作地で使用するものでないこと。 〔対象経費〕 ・サービスの提供に要する農業機械の導入経費 ・サービスの提供にあたって必要となるライセンスの取得経費 等 ・ただし、農産物の乾燥・調製・貯蔵・加工・出荷の代行は農業支援サービスとはみなされないため、それらに必要な機械の導入経費は対象外。（例：乾燥機、色彩選別機等） 〔補助限度額・補助率〕 （１）定額（ソフト事業：上限 3,000 万円、ハード事業：1/2 以内・上限 5,000 万円） （２）定額（上限 5,000 万円） （３）定額（1/2 以内、上限 1,500 万円、ただしスマート農業機械を導入する場合は 3,000 万円） 〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 〕 そのほか、国直採メニューも含めた事業全体の情報については、 農林水産省の HP をご覧ください。



ハウスの補強や防風ネットを設置して災害に備えたい

事業名	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 (国：園芸産地における事業継続強化対策)
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた産地の生産部会等の単位で複数農業者による共同の事業継続計画(BCP)を策定し、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援する。
事業概要	【対象団体】 ・事業実施主体：都道府県 ・取組主体：都道府県、市町村 等 【対象事業】 1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備・事業継続計画の策定に係る検討会の開催、推進に向けた講習会の開催 等 2 園芸産地における事業継続計画の実践 (1)自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 ・農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催 ・被災後に協力体制や自力施工技術を活用してハウスの普及を行う実証の取組 (2)既存ハウスへの被害防止対策 【対象:今後10年以上利用が見込まれるハウス】 ・ハウス本体の補強(筋交い直管、タイバー等の設置) ・防風ネットの設置、非常用電源の導入 等 【補助要件等】 ・都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。 ・2戸以上の農業者から構成されていること。 ・既存ハウスへの被害防止対策への取組については、以下の全てを満たすこと。 ①事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備を実施すること。 ②個々の経営体で事業継続計画を策定すること。 ③対象となるハウスについて園芸施設共済又は民間の保険に加入すること。 ④対象となるハウスは今後10年以上利用するものであること。 ⑤ハウス本体に直接補強する場合、風速36m/s以上に耐えうる対策をすること。 【対象経費】 資材費、役務費、機械設備費、通信運搬費、消耗品費、委託費、旅費 等 【補助率等】 補助率：1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備：定額 2 園芸産地における事業継続計画の実践 (1)自力施工等の技能習得、災害復旧の実証：定額 (2)既存ハウスへの被害防止対策：1/2以内 【問合せ先】 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 (県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、) (県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169) 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931

輸出先国の規制に対応した食品加工施設を整備したい

事業名	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出先国の規制等（輸出に必要な HACCP 等の認定・認証の取得）への対応に必要な施設や機器の整備を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等 ※法人格を有する農林漁業者等が製造・加工・流通等の事業を行う場合も含みます。 〔事業内容〕 （１）施設等整備事業 輸出先国の規制等（輸出に必要な HACCP 等の認定・認証の取得）への対応に必要な施設や機器の整備を支援します。 ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分が交付対象となります。 （２）効果促進事業 （１）の施設・機器の整備と一体的に行い、認証の取得のために必要となるコンサルティング等の経費を支援します。 〔補助要件等〕 ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。 ・HACCP チームが編成されており、メンバーに HACCP 研修受講者を含むこと。 ・輸出促進法に基づく輸出事業計画を作成し、その認定を受けている又は認定を確実に受ける見込みであると認められること。 ・目標年度の輸出額を、現状より 20,000 千円以上増やすこと。 等 〔対象経費の例〕 （１）施設等整備事業 ・施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修 ・エアーシャワー、殺菌機等の衛生管理設備の導入 ・温度管理を要する装置・設備の導入 （２）効果促進事業 ・コンサルティングの導入 〔補助限度額・補助率〕 （１）補助率 ・1/2 以内 （２）補助額上限・下限 ・下記問合せ先に御確認ください。 ※予算は事業計画の内容により国が決定します。 〔問合せ先〕 営業戦略部 販売戦略課 TEL：029-301-3966

再生可能エネルギー利用にモデル的に取り組みたい

事業名	地域循環型エネルギーシステム構築事業【国補】
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、再生可能エネルギー利用のモデル的取組支援等、持続的な食料システム構築への取組を支援します。
事業概要	1 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 〔事業主体〕 要件[補助要件等（１）]を満たす協議会、地方公共団体又は民間団体等 ※設備導入を行う場合は協議会の組織が必須 〔事業内容〕 次の取組を支援する。 ①推進会議の開催（必須） 関係者で地域モデルの検討、事業成果のとりまとめを実施する推進会議の開催。 ②課題解決に向けた調査等（必須） 発電設備下における作目や栽培体系、発電設備の遮光率や強度、設置場所の調査、先進地区の視察等を実施。 ③発電設備の導入（任意） 〔補助要件等〕 （１）協議会については、「農業者」、「発電事業者」、「都道府県」、「市町村、農業委員会又は地域の農業者の組織する団体」を必須構成員とし、協議会の運営等に係る規約を定めていること。 （２）地域農業の特色や電力需要等を踏まえた発電設備の実証・導入又は地域モデルの構築までを確実に遂行できる計画となっていること。 （３）事業実施主体及びその構成員は、営農型太陽光発電に関係する知見や経験を有しているものによる体制が確保されていること。 （４）事業運営に必要な関係法令等の許認可を取得していること。 （５）営農型太陽光発電を活用することにより、地域の課題解決につながること。 （６）モデルとして広く一般的に取り扱えるような計画であること。 （７）発電した電気に関して、FIT や FIP による売電は行わず、原則協議会内で利用すること。 〔対象経費・上限額〕 ・①、②に係る経費上限：合計 200 万円 ※農林業循環経済先導計画を作成済又は作成見込みの場合は、上限 1000 万円 ・③に係る経費：補助率 1/2 以内、上限 800 万円 〔補助率〕 ・①②の取組：定額（国 10/10） ※機械の賃借に係る経費は 1/2 以内 ・③の取組：1/2 以内

2 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

〔事業主体〕

要件〔補助要件等（１）〕を満たす協議会、地方公共団体又は民間団体等

※協議会の組織は必須としない

〔事業内容〕

次の取組を支援する。

①推進会議の開催（必須）

事業の進捗管理や発電した電気の利用法の検討、事業成果のとりまとめを実施する推進会議の開催。

②課題解決に向けた調査等（必須）

導入にあたり最適な設置方法・設置場所等の調査・検討や、発電量・電気の利用方法・経済性・耐久性に関する調査・検討などを行う。

③次世代型太陽電池の導入（必須）

〔補助要件等〕

- （１）協議会については、「農業者」、「次世代型太陽電池の知見を有する者」、「都道府県」、「市町村、農業委員会又は地域の農業者の組織する団体」を必須構成員とし、協議会の運営等に係る規約を定めていること。
- （２）地域農業の特色や電力需要等を踏まえた次世代型太陽光電池に関する調査を確実に遂行できる計画となっていること。
- （３）事業実施主体及びその構成員は、次世代型太陽電池に関係する知見や経験を有しているものによる体制が確保されていること。
- （４）事業運営に必要な関係法令等の許認可を取得していること。
- （５）本事業の実施により、地域の課題解決につながること。
- （６）モデルとして広く一般的に取り扱えるような計画であること。
- （７）発電した電気に関して、FIT や FIP による売電は行わず、地域の農林業関連施設等で利用すること。

〔対象経費・上限額〕

- ・①②③に係る経費上限：合計 1,700 万円

〔補助率〕

- ・①②の取組：定額（国 10/10）
※機械の賃借に係る経費は 1/2 以内
- ・③の取組：1/2 以内

〔問合せ先〕

農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3937

最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課

〔 県北：0294-80-3301、県央：029-221-3012、鹿行：0291-33-6285、
県南：029-822-7083、県西：0296-24-9164 〕

6 次産業化に取り組むために商品開発や施設整備を行いたい

事業名	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用・地域連携推進支援事業、地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）
分類	【機械・施設整備】【6次産業化】
事業要旨	地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出を推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業にかかわる多様な地域資源を活用した商品開発の取組等や加工・販売施設等の整備を支援します。
事業概要	1 地域資源活用・地域連携推進支援事業〈ソフト事業〉 〔事業主体〕 農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、事業協同組合 等 〔事業内容〕 （1）2次・3次産業と連携した加工・直売の推進に対する支援 （2）新商品開発・販路開拓の実施に対する支援 等 〔補助要件〕 多様な事業者が連携（事業実施主体を含む3者以上（農林漁業者は必須））するネットワークを構築しており、又は構築することが確実であること等 〔対象経費〕 （1）調査・検討費、新たなメニュー・新商品等開発費、実需者評価会実施費、通信費、消耗品費等 （2）新商品開発費、消費者評価会実施費、商談会等への出展経費等 〔補助率・補助限度額〕 事業費の1/2以内 等（500万円以内） 2 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）〈ハード事業〉 〔事業主体〕 ・「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画等の認定を受けた農林漁業者団体（原則として、農林漁業者3戸以上で構成していること、以下同じ。） ・市町村戦略に基づき取組を行う農林漁業者団体 等 〔事業内容〕 総合化事業計画等に基づいて実施する取組に必要な機械や建物の整備を支援 〔補助要件〕 ・多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること ・制度資金等の融資を活用すること ・本事業で取り扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等が、おおむね50パーセント以上の生産を行っている又は目標年度までに生産を計画していること 等 〔対象経費〕 農林水産物等の生産・加工・販売等に必要な施設等の整備に要する経費等 〔補助率・補助限度額〕 補助率：事業費の3/10以内（原則1億円以内） （地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出等の取組に関する市町村戦略等に基づく取組等は1/2以内） 〔問合せ先〕 お住まいの市町村、農業技術課 研究・普及G TEL：029-301-3936

農産物の付加価値向上に取り組みたい

事業名	6次産業化総合支援事業（アグリビジネスに関する講座の開催）
分類	【6次産業化】
事業要旨	事業計画の作成、経営・販売ノウハウ、商談スキルなどを学ぶ講座を開催し、農産物の付加価値向上に取り組む農業者等を支援します。
事業概要	1 アグリビジネス講座の開催 〔事業主体〕 6次産業化を経営の1部門として取り組む意欲のある農業者等 〔事業内容〕 専門家による講義及び生産から販売までの事例紹介を通して、事業計画の作り方や経営・販売のノウハウ等を学びます。 〔開催時期〕 9月～11月（予定） 〔募集人数〕 20名程度 〔受講料〕 受講料は無料です。ただし、実習等で必要となる交通費等の経費については受講者が負担するものとします。 2 商談スキル向上講座の開催 〔事業主体〕 6次産業化に取り組む農業者等のうち、既に商品を販売している者又は販売予定の者 〔事業内容〕 更なる販路拡大に向けた商品性・信頼性・商品の訴求力の向上に向けて課題解決を図るとともに、専門家による講義を通して、商品改善意欲の向上や販売戦略の習得を図ります。 〔開催時期〕 8月（予定） 〔募集人数〕 20名程度 〔受講料〕 受講料は無料です。ただし、実習等で必要となる交通費等の経費については受講者が負担するものとします。 〔問合せ先〕 農業技術課 研究・普及G TEL：029-301-3936

加工食品を開発したい

事業名	6次産業化総合支援事業（6次産業化オープンラボラトリーの設置）												
分類	【6次産業化】												
事業要旨	6次産業化オープンラボラトリー（開放実験室）の設置により、6次産業化に取り組む農業者を支援します。												
事業概要	＜6次産業化オープンラボラトリーとは＞ 地域の農産物を加工した商品開発のために、試作や加工技術の習得に取り組むための実験室で、農産加工指導センターに設置されています。 ※農産加工指導センター 場所：笠間市安居 3165-1（農業総合センター園芸研究所内） 〔事業内容〕 （1）下記利用資格に該当する方は、農産物の加工による試作・商品開発をするための機材を整備した6次産業化オープンラボラトリーを活用できます。 （2）農産加工や衛生管理等の専門知識を有する指導員から、加工技術や商品開発に対する助言・指導を受けることができます。 〔利用資格〕 6次産業化に取り組む農業者 これから6次産業化を目指して農産加工活動に取り組む予定の農業者等 〔利用手続き〕 施設を利用する場合は事前にご相談が必要です。 最寄りの農林事務所経営・普及部門または農業改良普及センターを通してご相談ください。 〔留意事項〕 施設利用料は無料ですが、実験材料（調味料などを含む）は利用者をご用意ください。（事前に指導員との打合せを行って準備してください） 〔問合せ先〕 農業技術課 研究・普及G TEL：029-301-3936 農業総合センター農産加工指導センター TEL：0299-48-2801 最寄りの農林事務所経営・普及部門 または 地域農業改良普及センター <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">農林事務所経営・普及部門</th><th style="width: 50%;">地域農業改良普及センター</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北（常陸太田）：0294-80-3340</td><td>常陸大宮：0295-53-0116</td></tr> <tr> <td>県央（水戸）：029-227-1521</td><td>笠間：0296-72-0701</td></tr> <tr> <td>鹿行（鉾田）：0291-33-6193</td><td>行方：0299-72-0256</td></tr> <tr> <td>県南（土浦）：029-822-7242</td><td>稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109</td></tr> <tr> <td>県西（筑西）：0296-24-9206</td><td>結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134</td></tr> </tbody> </table>	農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター	県北（常陸太田）：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116	県央（水戸）：029-227-1521	笠間：0296-72-0701	鹿行（鉾田）：0291-33-6193	行方：0299-72-0256	県南（土浦）：029-822-7242	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109	県西（筑西）：0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134
農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター												
県北（常陸太田）：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116												
県央（水戸）：029-227-1521	笠間：0296-72-0701												
鹿行（鉾田）：0291-33-6193	行方：0299-72-0256												
県南（土浦）：029-822-7242	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109												
県西（筑西）：0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134												

6次産業化を通じて経営改善を図りたい

事業名	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）（相談窓口）
分類	【6次産業化】
事業要旨	経営戦略作成や商品開発、販路開拓など課題に応じて専門家を派遣し、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組み経営改善を図ろうとする事業者を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 茨城地域資源活用・地域連携サポートセンター（県からの委託） 〔事業内容〕 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む事業者で支援実施後3～5年間の経営改善目標を自ら掲げる者のうち、地域支援検証委員会が選定した者（以下「支援対象者」という。）に対し、経営改善や、経営全体の付加価値向上の取組を支援します。 〔費用〕 費用は無料です。 〔その他〕 支援対象者以外の方からの相談については、原則として専門家を派遣せず、企画推進員による対応となります。 〔問合せ先〕 農業技術課 研究・普及G TEL：029-301-3936

農産物等の販路開拓に取り組みたい

事業名	販路開拓チャレンジ事業（首都圏等向け販路開拓に対する支援）
分類	【輸出・販路拡大】
事業要旨	商談会の開催等により、新たな販路の開拓を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 首都圏等での販路開拓に意欲的な生産者 〔事業内容〕 農産物の生産者とバイヤー等（仲卸業者・量販店・ホテル事業者・飲食店・EC事業者等）とのマッチングを図る商談会の開催等により、本県農産物の販路開拓を図ります。 〔回数、募集人数〕 年2回（予定）、各30名程度（予定） 〔参加料〕 参加料は無料です。ただし、交通費等の経費については参加者が負担するものとします。 〔問合せ先〕 営業戦略部 県産品販売課 TEL：029-301-2855

農産物等を輸出したい

事業名	いばらきグローバルビジネス推進事業（いばらきグローバルビジネス推進協議会）
分類	【輸出・販路拡大】
事業要旨	いばらきグローバルビジネス推進協議会会員に対して、輸出に関する情報提供を行うほか、セミナーの開催等による輸出ノウハウの向上や海外バイヤーとの商談機会の充実を図ります。
事業概要	【いばらきグローバルビジネス推進協議会とは】 1 目的 海外でのビジネスにチャレンジする中小企業・農業者等の支援を通じて、海外進出及び輸出を促進し、経済のグローバル化に対応した本県産業の振興を図る。 2 設立日 令和元年5月24日 3 会員数（令和7年2月末現在） のべ338の企業・団体等（うち233の企業・団体等で食品部会を構成） 【いばらきグローバルビジネス推進協議会（食品部会）の事業内容】 （1）会員間における意見交換会の開催 （2）海外バイヤーとの商談機会の提供 （3）海外市場に関するセミナーの開催 （4）メーリングリストによる商談会情報や海外の輸入制度等についての情報提供 【協議会への入会要件】 県産農林水産物等の輸出に意欲的である農業者等 ※協議会への申込手続きが必要となります（入会費、年会費不要） 【問合せ先】 いばらきグローバルビジネス推進協議会（食品部会）事務局 （営業戦略部 県産品販売課） TEL：029-301-3965

輸出に向けた産地づくりを行いたい

事業名	いばらき大規模輸出産地モデル形成等支援事業
分類	【輸出・販路拡大】
事業要旨	輸出に意欲的な産地・農業者が、輸出先国のニーズや規制等に対応したグローバル産地の形成を図る取組みを支援します。
事業概要	〔事業実施者〕 農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会等 〔事業内容〕 海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。 （１）地域の関係者による輸出推進体制の組織化 輸出産地・事業者、JA 系統、輸出商社、物流業者等が参画した輸出推進体制を組織化する取組。 （２）生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築 （１）の推進体制の下、輸出先国の規制・ニーズに対応した農林水産物・食品を安定的に供給する大規模な輸出産地を育成し、国内生産基盤の維持・強化を図る取組。 〔補助対象経費〕 上記（１）及び（２）の事業について、それに要する経費。 ※（１）及び（２）の全ての事業を実施することとする。 〔補助限度額・補助率〕 定額（国 10/10） ※補助上限については、下記問合せ先にお問い合わせください。 〔問合せ先〕 営業戦略部 販売戦略課 TEL：029-301-3966

農業に関する先進的な知識や技術を学びたい

事業名	いばらき農業アカデミー事業				
分類	【経営改善、技術習得】【新規就農、企業参入】				
事業要旨	本県農業をけん引する経営感覚に優れた経営体を育成するため、経営者マインドの醸成を図るとともに、経営管理や生産技術について総合的な学びの場を産学官が連携して提供します。				
事業概要	〔事業主体〕 茨城県 〔受講対象者〕 農業者、就農志向者 等 〔事業内容〕 ※開催時期、回数は変更となる可能性があります。				
		講座名	開催時期	回数	受講経費
経営高度化講座群		ヤングファーマーズ・ミーティング	7月	1	無料
		経営スタートアップ講座	7～2月	10	無料
		リーダー農業経営者育成講座	7～2月	8～10	無料
		農業経営革新講座	10～2月	4	無料
		農業簿記講座	10～11月	5	テキスト代
		農業経営改善セミナー	7、12月	2	無料
		農業経営体将来設計セミナー	11月	1	無料
		農業人材指導者養成講座	12～1月	2	無料
		アグリビジネス講座	9～11月	5	無料
		商談スキル向上講座	8月	3	無料
		SNSを活用した販路拡大講座	9月	2	無料
生産技術講座群		いばらき営農塾（野菜入門Aコース）	5～9月	29	受講料等
		いばらき営農塾（野菜入門Bコース）	9～1月	29	受講料等
		いばらき営農塾（フォローアップコース）	6～1月	20	受講料等
		生産環境管理（土壌）講座	9～11月	2	無料
		生産環境管理（病害虫・植物保護）講座	10～1月	2	無料
		有機農業講座	調整中	2	無料
		品目別先進農業技術講座	7～2月	5	無料
		6次産業化入門講座	6～8月	3	無料
		農産加工実践講座	8月	2	無料
		食品衛生講座（HACCP含む）	9月	1	無料
		農業生産工程管理（GAP）講座	7、12月	2	無料
		農業機械基礎研修	1月	4期	受講料等
		農業機械士技能認定研修	10月	1	受講料等
		農作業安全・大型特殊免許（農耕用）等取得研修	5～3月	14期	受講料・試験代等
		小型車両系建設機械・小型フォークリフト刈払機作業視覚取得研修	6～12月	2期	試験手数料
		スマート農業講座	8～12月	3	無料
		農業気象講座	11～12月	3	無料
		新規繁殖和牛経営入門講座	7～11月	7	保険料
		豚人工授精実習会	10月	1	無料
	特別講座群	野生鳥獣による農産物被害対策研修	7～2月	7	無料
	関連セミナー	随時	—	無料	

※全 32 講座を予定。詳細はHPをご覧ください。
<http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp>
〔問合せ先〕
農業総合センター 企画調整課 TEL：0299-45-8321





農業経営を開始するために必要なことを学びたい

事業名	経営スタートアップ講座（いばらき農業アカデミー事業）
分類	【経営改善、技術習得】【新規就農、企業参入】
事業要旨	茨城県において新たに農業経営を開始する方や経営を開始して間もない方を対象として、経営管理に必要な知識や営農ビジョンを具体化するための事業計画作成手法の習得を図る講座を開設します。
事業概要	〔事業主体〕 茨城県（農業経営者の教育若しくは経営支援等に関する知見や研修の実績を有する民間団体に委託） 〔受講対象者〕 県内において次に掲げる 1 から 3 のうちいずれかの要件を満たし、就農（予定）時の年齢が原則 50 歳未満で、就農後に県内を拠点として経営発展を図る意志を有し、70%以上の講座を履修できる者。 1 親元就農または雇用就農をしている。 2 独立・自営就農を目指し、概ね 1 年以上の技術研修を受けている。 3 独立・自営就農をしており、農業経験が 5 年未満である。 〔講座内容〕 （講義）：経営理念・経営方針、生産管理、財務管理、マーケティング・販売管理、労務管理、先進農家による講演等 （演習）：事業計画作成 〔実施内容〕 ・講座回数：10 回程度 ・受講者数：20 名程度（受講希望者数が 20 名を上回る場合は、翌年度以降への御案内となる可能性もあります。） ・開催期間：令和 7 年 7 月～令和 8 年 2 月（予定） ・開催場所：農業総合センター 他 ・受講料：無料 ※「いばらき農業アカデミー」講座として開催するので、 詳細はHPをご覧ください http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp 〔問合せ先〕 農業総合センター 企画調整課 TEL：0299-45-8321

農業経営をさらに発展させるために学びたい

事業名	リーダー農業経営者育成講座（いばらき農業アカデミー事業）
分類	【経営改善、技術習得】
事業要旨	実践的かつ最先端の経営者育成カリキュラムのもと、生産性向上や販路開拓など多種多様な選択肢の中から自らが目指す経営を実現するための適切な手段を選択し、「経営者マインド」を持って経営体や法人の経営をリードできる経営者の育成に向けた講座を開設します。
事業概要	〔実施主体〕 茨城県（農業経営者育成講座の開催実績がある民間企業等に委託） 〔受講対象者〕 （１）経営発展コース ・県内在住で、概ね５年以上の農業経験がある、もしくは経営実態を鑑みて、それに相当すると見込まれる概ね４５歳位までの農業経営者及び後継者等。 ・農業経営に参画しており、組織的な経営体としてさらなる成長・発展に取り組みたいという意欲のある者。 ・全日程の７０％以上の講座を履修できる者で、講座の初日と最終日に出席し、経営発展モデルを作成することができる者。 （２）経営課題解決コース ・県内在住で、概ね５年以上の農業経験がある、もしくは経営実態を鑑みて、それに相当すると見込まれる概ね４５歳位までの農業経営者及び後継者等。 ・農業経営に参画している、もしくは参画する予定であり、経営を安定化させるために、経営課題の解決に取り組むたいという意欲のある者。 ・全日程の７０％以上の講座を履修できる者で、講座の初日と最終日に出席し、経営発展モデルを作成することができる者。 〔講座内容〕 経営マネジメント、リーダーシップ、財務、流通・マーケティング、労務管理、先進農業経営者講義、先進農業経営体視察、経営計画作成・発表等 〔実施内容〕 ・講座回数：１０回程度 ・受講者数：各コース１０名程度 ・開催期間：令和７年７月～令和８年２月（予定） ・開催場所：農業総合センター 他 ※「いばらき農業アカデミー」講座として開催するので、 詳細はHPをご覧ください http://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp 〔問合せ先〕 農業総合センター 企画調整課 TEL：0299-45-8321

農業経営に関する相談をしたい

事業名	農業参入等支援センター事業
分類	【経営改善、技術習得】【新規就農、企業参入】
事業要旨	農業経営に関する相談窓口を運営し、農業経営体に対して、専門家から構成される支援チームの派遣等による伴走支援を実施します。 併せて、農業参入を志向する企業に対して、農地等に関する情報提供や関係機関との仲介等による参入支援を実施します。
事業概要	〔事業主体〕 茨城県 1 経営相談窓口「農業参入等支援センター」の設置 〔事業内容〕 経営改善や企業の農業参入等、農業経営に関する各種相談に対応します。 〔相談対象者〕 法人化や規模拡大等の経営改善や事業承継を検討している農業経営者、農業分野への参入を考えている企業 等 2 専門家から構成される支援チームの派遣 〔事業内容〕 各経営体に対して、中小企業診断士による経営診断を実施し、その結果を基に、専門家から構成される支援チームの派遣による伴走支援を無料で実施します。 ※短期間のクイック専門家派遣（1経営体1回限り）も可能です。 〔支援対象者〕 農業経営者 〔主な相談内容〕 経営改善、法人化、税務財務、拡大集積、施設整備、IT 情報化、雇用労務、経営承継、販路拡大 等 〔登録専門家〕 中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、司法書士、弁護士、農業法人経営者、農山漁村発イノベーション地域プランナー 3 研修会等の開催 〔事業内容〕 法人化や雇用・労務等の経営改善に関する研修会を開催します。 4 企業の農業参入支援 〔事業内容〕 農業参入を志向する企業等に対して、農地や補助事業に関する情報提供や関係機関との仲介、地権者説明会の開催支援を実施します。 〔支援対象者〕 本県において農業参入を志向している企業等 〔問合せ先〕 農業経営課 就農・農業参入支援室 農業参入等支援センター TEL：029-301-3844 FAX：029-301-3879 ホームページ：https://www.sannyu.pref.ibaraki.jp/

外国人材が農業に必要な資格を習得することを支援したい

事業名	農業労働力確保総合支援対策事業（茨城県外国人農業労働力確保支援事業費補助金）
分類	【経営改善、技術習得】
事業要旨	農業分野において外国人材が活躍できるよう、特定技能外国人が農業に必要な資格の取得や講習の受講をするために要する経費を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 特定技能所属機関（特定技能外国人の受入れ農家等） 〔事業内容〕 資格取得支援事業：特定技能外国人の農作業に必要な資格取得等に係る経費の補助 〔補助要件等〕 補助対象期間内に資格を取得又は講習等を受講すること。 ただし、修了証が発行される技能講習等については、期間内に講習を修了したものに限ります。 〔対象経費〕 農作業に必要な免許の取得や更新、 技能講習受講に要する手数料、受講料、テキスト代等 ー対象資格・講習ー 【自動車免許】 普通、大型特殊（農耕車限定） 【運転技能講習】 フォークリフト、ショベルローダー等、小型車両系建設機械、 床上操作式クレーン 【技能講習】 はい作業主任者、玉掛け 【その他】 刈払機取扱安全衛生教育講習 〔補助限度額・補助率〕 特定技能外国人1人当たり最大10万円、定額 ※補助額は、実費と資格・講習ごとの基準額を比べて少ない方の額となります。 〔問合せ先〕 農業経営課就農・農業参入支援室 TEL：029-301-3844 ホームページ： https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/shienshitu/kakuhoshien.html

GAP 認証の取組に係る支援を受けたい

事業名	茨城県 GAP 推進事業（GAP 認証取得支援アドバイザーの派遣）															
分類	【経営改善、技術習得】															
事業要旨	茨城県内で国際水準の GAP 認証（以下「GAP 認証」という。）の取得を目指す農業者等に対して、GAP 認証の取得に係る助言指導やコンサルティング等を行うことができる GAP 認証取得支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、GAP 認証の取得を支援します。															
事業概要	〔対象者〕 ・茨城県内で GAP 認証の取得を目指す農業者、農業者団体等（JA 部会、任意組織、農業法人） 〔対象となる GAP 認証〕 ・JGAP、ASIAGAP、GLOBALGAP. 〔支援内容〕 ・GAP 認証を取得するために必要な知識（法令、基準文書等）や書類の作成方法等に係る助言指導。 ・農業生産活動における様々なリスクの評価・分析、リスクを未然に防止する改善策等への助言等。 〔アドバイザー〕 ・GAP の基本となるリスク評価・分析と改善策について、相応の知識と情報を有していると認められ（民間の GAP 指導員、審査員の資格を有すること等）、GAP 認証の取得支援が可能な者を県が選定。 〔派遣の上限〕 ・1 集団に対する派遣の上限は下表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">取得を目指す GAP 認証</th><th colspan="2">派遣回数及び派遣時間上限</th></tr> <tr> <th>個人認証の取得</th><th>団体認証の取得</th></tr> <tr> <td>JGAP</td><td>2 回及び 6 時間</td><td>3 回及び 9 時間</td></tr> <tr> <td>ASIAGAP</td><td>3 回及び 9 時間</td><td>4 回及び 12 時間</td></tr> <tr> <td>GLOBALGAP.</td><td>4 回及び 12 時間</td><td>5 回及び 15 時間</td></tr> </table> 〔問合せ先〕 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931		取得を目指す GAP 認証	派遣回数及び派遣時間上限		個人認証の取得	団体認証の取得	JGAP	2 回及び 6 時間	3 回及び 9 時間	ASIAGAP	3 回及び 9 時間	4 回及び 12 時間	GLOBALGAP.	4 回及び 12 時間	5 回及び 15 時間
取得を目指す GAP 認証	派遣回数及び派遣時間上限															
	個人認証の取得	団体認証の取得														
JGAP	2 回及び 6 時間	3 回及び 9 時間														
ASIAGAP	3 回及び 9 時間	4 回及び 12 時間														
GLOBALGAP.	4 回及び 12 時間	5 回及び 15 時間														

農福連携に取り組んでみたい

事業名	農福連携推進事業												
分類	【経営改善、技術習得】												
事業要旨	農業分野における多様な働き手確保の一環として農福連携を推進するため、農業経営体等と福祉事業所の相互理解に向けた農作業体験会を開催する。												
事業概要	〔事業主体〕 農業経営体等 〔事業内容〕 農業経営体等が福祉事業所の農作業体験を受け入れる際（以下、「農作業体験会」とする）に、農業経営体等による引率者（福祉事業所の職員、指導員等）への指導に対して支援する。 〔補助要件等〕 ○農業経営体等が農福連携に取り組む意向があること ○支給対象者と参加する福祉事業所との組み合わせで、これまで本事業における農作業体験会を実施していないこと ○農林事務所経営・普及部門若しくは地域農業改良普及センターに対して農作業体験会の開催を依頼し、依頼を受けた普及センターが農作業体験会開催計画案を作成し、交付主体へ提出していること 〔対象経費〕 農作業体験会の開催に係る講師謝金 〔補助限度額・補助率〕 定額（補助率 県 10/10） 〔問合せ先〕 最寄りの農林事務所経営普及部門・ または 地域農業改良普及センター <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">農林事務所経営・普及部門</th><th style="text-align: center;">地域農業改良普及センター</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北（常陸太田）：0294-80-3340</td><td>常陸大宮：0295-53-0116</td></tr> <tr> <td>県央（水戸）：029-227-1521</td><td>笠間：0296-72-0701</td></tr> <tr> <td>鹿行（鉾田）：0291-33-6193</td><td>行方：0299-72-0256</td></tr> <tr> <td>県南（土浦）：029-822-8517</td><td>稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109</td></tr> <tr> <td>県西（筑西）：0296-24-9206</td><td>結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134</td></tr> </tbody> </table> 農村計画課 農村総合計画G TEL：029-301-4155 ※福祉事業所と委託契約を新たに締結した場合には、福祉事業所に支払う工賃を補助する事業もあるので、別途ご相談ください。	農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター	県北（常陸太田）：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116	県央（水戸）：029-227-1521	笠間：0296-72-0701	鹿行（鉾田）：0291-33-6193	行方：0299-72-0256	県南（土浦）：029-822-8517	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109	県西（筑西）：0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134
農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター												
県北（常陸太田）：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116												
県央（水戸）：029-227-1521	笠間：0296-72-0701												
鹿行（鉾田）：0291-33-6193	行方：0299-72-0256												
県南（土浦）：029-822-8517	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109												
県西（筑西）：0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134												

新規就農に関する相談をしたい

事業名	新規就農相談センター事業
分類	【新規就農、企業参入】
事業要旨	茨城県の就農相談のワンストップ窓口である茨城県新規就農相談センター(公益社団法人茨城県農林振興公社)が、就農希望者に対して、就農相談会の開催、農業法人等の求人情報の発信、就農支援制度や県内就農事例に関する情報提供等を行い、就農相談から実際に就農するまでの支援を行います。
事業概要	〔事業主体〕 公益社団法人茨城県農林振興公社 〔主な事業内容〕 (1) 就農相談・就農啓発 就農相談員が、就農希望者からの様々な相談に応じます。 また、県内を中心に、就農相談会や就農啓発講座等を開催し、就農相談に応じるとともに茨城農業の魅力や就農支援に関する情報を提供します。 (2) 就農前研修支援 就農前に行う研修(インターンシップ等)を支援します。 インターンシップについては、就農希望者に対して受入農家を紹介し、県内の優れた農業者の経営や取組を直接学ぶ機会を提供します。 また、就農に向けて技術や知識を学ぶ長期研修(期間: 1～2年)については、就農希望者に対して、就農予定地域や就農形態等に応じて県内の研修機関の紹介等を行います。 (3) 雇用就農支援(無料職業紹介事業) 就農相談員が、求職者からの就職相談に応じるとともに、県内農業法人等の紹介・斡旋、求人情報の管理を行い、雇用就農を支援します。 (4) 「茨城就農コンシェル」による情報発信 就農支援ポータルサイト「茨城就農コンシェル」において、就農希望者に対して就農相談会等の案内、県内農業法人や就農支援制度に関する情報等を発信します。 〔問合せ先〕 公益社団法人 茨城県農林振興公社 TEL: 029-350-8686 〒311-4203 茨城県水戸市上国井町 3118 番地 1 ホームページ: http://www.ibanourin.or.jp/concier/ 「茨城就農コンシェル」で検索してください。 農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL: 029-301-3844

新たに雇用した従業員を対象に農業技術等についての研修をしたい

事業名	雇用就農資金
分類	【新規就農、企業参入】
事業要旨	50 歳未満の就農希望者を新たに雇用し技術を習得させたり、55 歳未満の従業員を次世代経営者として育成する農業法人等に対して、資金を助成します。
事業概要	〔事業主体〕 全国農業会議所 〔事業内容〕 (1)雇用就農者育成・独立支援タイプ 農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付します。 (2)新法人設立支援タイプ 農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します。 (3)次世代経営者育成タイプ 農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために、先進的な農業法人や異業種の法人へ派遣して行う研修にかかる経費を助成します。 〔主な補助要件〕 ※詳細は、(一社)茨城県農業会議業務部にお問合せください。 (1)雇用就農者育成・独立支援タイプ 及び (2)新法人設立支援タイプ ＜農業法人等に係る要件＞ ア 新規雇用就農者との間で期間の定めのない雇用契約(正社員)を締結すること(独立が前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可) イ 労働環境の改善に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと ウ 雇用保険、労災保険に(法人の場合は健康保険、厚生年金保険にも)加入させること エ 1 週間の所定労働時間が 35 時間以上であること(新規雇用就農者が障がい者の場合は 20 時間以上で可) オ 研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載していること カ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること ＜法人等で雇用就農者する方に係る要件＞ ア 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する 50 歳未満(採用時点)の者であること イ 支援開始時点で、採用されてから 4 ヶ月以上 12 ヶ月未満であること ウ 過去の農業就業期間が 5 年以内であること エ 原則として農業法人等の代表者の 3 親等以内の親族でないこと

	(3)次世代経営者育成タイプ ＜派遣元の農業法人等に係る要件＞ ア 派遣研修生を本事業での研修終了後1年以内に役員等に登用すること ＜派遣される研修生に係る要件＞ ア 原則55歳未満であること 〔補助限度額・補助率〕 (1)雇用就農者育成・独立支援タイプ 年間最大60万円、最長4年間 ※新規採択人数は年間5人/1経営体、かつ3人目以降は年間最大20万円 ※多様な人材（障がい者、生活困窮者等）の場合は年間最大15万円を加算 (2)新法人設立支援タイプ 年間最大120万円、最長4年間（3～4年目は最大60万円） (3)次世代経営者育成タイプ 月最大10万円、最短3か月～最長2年間 〔問合せ先〕 （一社）茨城県農業会議業務部 TEL：029-301-1236
--	---

新たに農業を始めたい・地域に新規就農者を呼び込みたい

事業名	新規就農総合支援事業（就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業）
分類	【新規就農】
事業要旨	就農に向けた研修資金や経営開始資金の交付及び経営発展のための設備投資への支援等により、経営者マインドを備え儲かる農業を実現する経営発展ロールモデルを育成する。
事業概要	1 就農準備資金 〔事業主体〕 県又は市町村 〔事業内容〕 就農前に行う研修期間中の研修生に対して資金を助成します。 〔補助要件等〕 (1) 就農時の年齢が原則 50 歳未満であること (2) 県認定の研修機関等で概ね 1 年以上かつ年間 1,200 時間以上研修を受けること (3) 研修後、独立・自営就農する場合は認定新規就農者又は認定農業者になること (4) 研修後、親元就農する場合は就農後 5 年以内に経営を継承すること (5) 研修後、雇用就農する場合は正社員として雇用契約等を締結、又は、就農後 5 年以内に独立・自営就農すること (6) 前年の世帯所得が原則 600 万円以下であること 等 〔補助限度額・補助率〕 年間 150 万円、最長 2 年間 2 経営開始資金 〔事業主体〕 市町村 〔事業内容〕 新たに農業経営を開始する者に対して資金を助成します。 〔補助要件等〕 (1) 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の認定新規就農者であること (2) 経営開始 5 年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること (3) 経営を継承する場合、経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること (4) 目標地区に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること (5) 前年の世帯所得が原則 600 万円以下であること 等 〔補助限度額・補助率〕 年間 150 万円、最長 3 年間 3 経営発展支援事業 〔事業主体〕 市町村 〔事業内容〕 認定新規就農者で、県が定める要件を満たし、かつ、国に採択された農業者に対して、機械・施設や家畜の導入、果樹・茶改植等に要する経費を支援します。 〔補助要件等〕 (1) 就農時の年齢が原則 50 歳未満であること (2) 独立・自営する認定新規就農者であること (3) 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上 1 割増等）であること (4) 目標地区に位置付けられている又は若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること

	(5) 本人負担分について金融機関から融資を受けていること (6) 経営開始資金の交付を受けていないこと 等 ※県・国の採択審査あり 【補助限度額・補助率】 補助対象事業費上限：1,000 万円 補助率：国 1/2、県 1/4) 【地域計画早期実現枠】 【事業主体】 市町村 【事業内容】 新規就農者等が実施する以下の取組を支援します。 (1) 経営資源の有効利用に向けた取組 機械・施設等の経営資源を継承・利用するための修繕・撤去・移設等の経費 (2) 円滑な経営移譲に向けた取組 法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組に要する経費 【補助要件等】 (1) 事業実施年度の3年前の年度以降に、50歳未満で農業経営を開始した者 (2) 認定新規就農者または認定農業者であること (3) 将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている 地域計画に位置付けられている、又は位置づけられることが確実と見込まれること (4) 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用しないこと (5) 研修中など経営開始前の場合は、経営移譲者等と共同申請を行い、事業実施 年度の翌年度までに事業要件を満たすこと (6) 事業実施年度の3年後の年度までに認定農業者になること (7) 定められた成果目標を達成すること 等 ※県・国の採択審査あり 【補助限度額・補助率】 補助率：国 1/3、市町村（任意の補助率） 国費上限：600 万円 4 新規就農者誘致環境整備事業 【事業主体】 市町村、協議会、民間団体等 【事業内容】 円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘 致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータ ルサポート活動を支援します。 【補助要件等】 (1) 市町村が参加した、就農希望者を誘致し支援する体制が構築されていること (2) 新規就農者参入促進計画が策定されていること (3) 地域計画が策定されている又は目標年度までに策定されることが確実なこと 【補助限度額・補助率】 (1) 新規就農者の誘致体制の整備 定額：補助上限 200 万円 (2) 研修農場の整備 補助率：1/2 【問合せ先】 農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL：029-301-3844 最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課 〔 県北：0294-80-3301、県央：029-350-3017、鹿行：0291-33-6285、 県南：029-822-7083、県西：0296-24-9164 〕 ※内容は変更される場合があります。
--	--

商工業を営んでいるが農業にも参入するので融資を利用したい

事業名	茨城県農業ビジネス保証制度	
分類	【新規就農、企業参入】	
事業要旨	県内において、商工業と農業を営む中小企業者等が、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金にかかる融資について、茨城県信用保証協会による保証を可能とする保証融資制度を県が創設しています。併せて、県が保証料の補助を行います。	
事業概要	【対象者】 商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人	
	【支援の内容】	
	資金使途	茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金 (運転資金・設備資金) ※商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む
	融資限度額	5,000 万円
	融資期間	・一括返済の場合 2 年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 設備資金 15 年以内 (うち据置期間 2 年以内)
	融資利率	金融機関所定利率
	信用保証	茨城県信用保証協会の信用保証付き
	信用保証料率	借入金額に対し 0.8%
	保証料補助	保証料の 50%を補助
	【利用方法等】 商工会議所・商工会又は農業参入等支援センターに認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。	
【問合せ先】 農業経営課 団体・金融G TEL：029-301-3862		

遊休農地を解消して営農をしたい

事業名	遊休農地解消対策事業
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構が遊休農地を借り受け、解消するために必要となる経費を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 茨城県農地中間管理機構、市町村 〔事業内容〕 遊休農地を解消し、営農するために行う簡易な整備を支援します。 〔補助要件等〕 (1) 地域計画の目標地図において、受け手（担い手）が位置付けられていない1号遊休農地（緑区分）であること。 (2) 機構が10年以上の農地中間管理権を設定すること。 (3) 機構が遊休農地を借り受け、解消した年度の翌年度までに担い手への貸付け等が見込まれること。 ※所有者不明農地は対象外 〔対象経費〕 草刈り、除稈、抜根、整地等に必要な資材費、機械工費、委託料、労務費及びその他必要と認められる経費 ※畦畔除去、暗渠設置、区画整理等は対象外 伐根について、農業生産を目的に新植・改植された樹木は対象外 〔補助限度額・補助率〕 定額 上限183千円/10a（整備全体に対する交付額） ※ 整備費が交付額を超えた場合は、出し手（所有者）又は受け手からの徴収 〔問合せ先〕 農業経営課 基盤強化G TEL：029-301-3833 （公社）茨城県農林振興公社 農地中間管理事業部 TEL：029-350-8687

農地を貸出したい（農地を貸す方への支援）

事業名	農地集積総合支援事業（機構集積協力金交付事業）
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	農地中間管理機構を通じ、担い手への農地の集積や分散した農地の集約化を進めるため、農地の貸出しに協力してくれる方等を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 市町村 〔事業内容〕 （１）地域集積協力金（地域） 地域計画（目標地図）に基づき、農地中間管理機構へまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援 （２）集約化奨励金（地域） 地域計画（目標地図）に基づき、農地中間管理機構からの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援 〔補助要件等〕 農地中間管理機構に農地を６年以上貸し付け、かつ農地が機構から担い手等に貸し付けられること。 （１）地域集積協力金（地域）（いずれか一方を満たすこと） ○農地中間管理機構に貸し付ける地域内の農地のうち、新たに担い手へ貸し付けられる農地の割合が１０％以上となること。 ○地域の農地面積に占める同一の耕作者の１haの団地面積が１０ポイント以上増加すること。 （２）集約化奨励金（地域） 地域の農地面積に占める同一の耕作者の１ha以上の団地面積の割合が１０ポイント以上増加すること。 等 〔補助限度額・補助率〕 （１）及び（２）について、機構を通じた農作業受託の農地面積は、下記の交付単価に０．５を乗じた交付単価 （１）地域集積協力金 ２．８～３．４万円／１０a （２）集約化奨励金 １．０～３．０万円／１０a 〔問合せ先〕 農業経営課 基盤強化Ｇ TEL：０２９－３０１－３８３３ 最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課 〔 県北：０２９４－８０－３３０１、県央：０２９－２２１－３０１２、鹿行：０２９１－３３－６２８５、 県南：０２９－８２２－７０８３、県西：０２９６－２４－９１６４ 〕

地域共同で農地・農業用水や地域環境を守りたい

事業名	多面的機能支払交付金
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	地域共同で行う地域資源（農地、水路、農道等）の基礎的保全管理、質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化を図る活動に対し支援します。
事業概要	1 農地維持支払交付金 【事業主体】 「農業者のみ」又は「農業者及び地域住民等」で構成された活動組織 【事業内容】 農用地、水路、農道及びため池等などの保全管理 （草刈、泥上げ、施設の適正管理） 【対象経費】 ・日当（活動参加者に対して支払う日当） ・購入・リース費（資材の購入費、機械等の借り上げ費等） など 【補助限度額・補助率】 ・交付単価：田 3,000 円/10a 畑 2,000 円/10a 草地 240 円/10a ・補助率：国・県・市町村＝$(1/2 \cdot 1/4) \cdot 1/4$ 2 資源向上支払交付金 （1）共同活動 【事業主体】 「農業者及び地域住民等」で構成された活動組織 【事業内容】 施設の軽微な補修、生態系保全、景観形成などの地域資源の質的向上活動 【対象経費】 ・日当（活動参加者に対して支払う日当） ・購入・リース費（生態系保全の活動の資材、機械等の借り上げ費等） 【補助限度額・補助率】 ・交付単価：田 2,400 円/10a 畑 1,440 円/10a 草地 240 円/10a ※多面的機能の増進を図る活動に取組まない場合は、5/6 を乗じた単価 ※共同活動を 5 年間以上実施、又は農地維持、共同活動、長寿命化に取り組む場合には、共同活動の交付単価は 75% ※要件に応じて、加算措置あり ・補助率：国・県・市町村＝$(1/2 \cdot 1/4) \cdot 1/4$ （2）長寿命化 【事業主体】 「農業者のみ」又は「農業者及び地域住民等」で構成された活動組織 【事業内容】 老朽化が進む水路、農道、ため池等の補修、更新等 【対象経費】 ・日当（活動参加者に対して支払う日当） ・購入・リース費（資材の購入費、機械等の借り上げ費等） ・委託費（建設業者への外注費等） など 【補助限度額・補助率】 ・交付単価：田 4,400 円/10a 畑 2,000 円/10a 草地 400 円/10a ・補助率：国・県・市町村＝$(1/2 \cdot 1/4) \cdot 1/4$ 【問合せ先】 農地整備課 農村環境農道 G TEL：029-301-4259

農地集積・集約化を進めるために耕作条件を改善したい

事業名	耕作条件改善事業												
分類	【農地・基盤整備】												
事業要旨	農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の推進や高収益作物への転換を図るためのきめ細かな耕作条件の改善を支援します。												
事業概要	【事業主体】 市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構、農業法人 等 【事業内容】 (1) 農地耕作条件改善事業 ・ 定額助成 区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備等 ・ 定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成、管理省力化支援等 (2) 農業基盤整備促進事業 ・ 定額助成 上記と同様 ・ 定率助成 上記と同様 (3) 農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・ 定率助成 農業用排水施設の新設、廃止、又は変更 (4) 水利施設等保全高度化事業（簡易整備型） ・ 定率助成 農業用排水施設の新設、廃止、又は変更 (5) 畑作等促進整備事業 ・ 定額助成 区画拡大 暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設等 ・ 定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、調査調整等 【補助要件等】 (1) 地域計画を策定した区域（農地耕作条件改善事業）、農用地区域内の区域（農業水路等長寿命化・防災減災事業）等 (2) 総事業費 200 万円以上 (3) 受益者数が 2 者以上 (4) 受益面積が 5 ha 以上（農業基盤整備促進事業及び水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）のみ） 【補助率】 ○ 定額助成 ・ 助成単価は、事業種類、現場条件、施工条件等に応じ変動 ・ 助成単価は、事業費の 1/2 相当 ○ 定率助成……国 50%（6 法指定地域等 55%）、県 14%（農地耕作条件改善事業水田貯留機能向上型 21%、農業水路等長寿命化・防災減災事業防災減災対策 18%） 【問合せ先】 農村計画課 農村総合計画 G TEL：029-301-4155 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">農林事務所土地改良部門</th><th style="text-align: center;">土地改良事務所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北（常陸太田）：0294-80-3350</td><td>高 萩：0293-22-2379</td></tr> <tr> <td>県央（水戸）：029-221-6636</td><td></td></tr> <tr> <td>鹿行（鉾田）：0291-33-4120</td><td></td></tr> <tr> <td>県南（土浦）：029-822-5045</td><td>稲 敷：029-892-2411</td></tr> <tr> <td>県西（筑西）：0296-24-9246</td><td>境：0280-87-0822</td></tr> </tbody> </table>	農林事務所土地改良部門	土地改良事務所	県北（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379	県央（水戸）：029-221-6636		鹿行（鉾田）：0291-33-4120		県南（土浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411	県西（筑西）：0296-24-9246	境：0280-87-0822
農林事務所土地改良部門	土地改良事務所												
県北（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379												
県央（水戸）：029-221-6636													
鹿行（鉾田）：0291-33-4120													
県南（土浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411												
県西（筑西）：0296-24-9246	境：0280-87-0822												

水田や畑を整備したい、古くなった土地改良施設を直したい

事業名	県単土地改良事業												
分類	【農地・基盤整備】												
事業要旨	田畑の整備や老朽化した土地改良施設の改修などにより、営農の効率化と農業の振興を図ります。												
事業概要	【事業主体】 市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合など 【事業内容】 国補事業の対象とならない小規模な土地改良事業に対する補助 【補助要件等】 (1) 一般地帯型（受益面積 5 ～20ha） (2) 山間急傾斜地帯型（受益面積 1 ～20ha） 【対象経費】 1 地区当たり事業費 20 万円以上 【補助率】 (1) 一般地帯型：事業費の 37.5%以内（水田のほ場整備 40%以内、強靱化対策・省エネ対策 50%以内） 区画整理、農地造成、用排水施設、暗渠排水、客土、農道等 (2) 山間急傾斜地帯型：事業費の 47.5%以内（水田のほ場整備 50%以内、強靱化対策・省エネ対策 55%以内） 山間急傾斜地帯指定地域で行うもので、区画整理、農地造成、用排水施設、暗渠排水、客土、農道等 (3) 土地改良施設緊急補修型：事業費の 25.0%以内 土地改良施設の緊急補修（災害以外の原因による） (4) ため池整備型：事業費の 50.0%以内 ため池施設の新設、改良 (5) 防災安全施設型：事業費の 50.0%以内 安全施設の新設、更新、補修費 (6) 防災減災施設型：事業費の 50.0%以内 湛水防除施設の小規模な補修や耐震化対策等 (7) 有機農業推進型：事業費の 50.0%以内（山間急傾斜地帯は 55.0%以内） 有機農業の取組に必要な区画整理、農地造成、用排水施設、暗渠排水等 など 【問合せ先】 農村計画課 農村総合計画G TEL：029-301-4155 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">農林事務所土地改良部門</td><td style="width: 50%;">土地改良事務所</td></tr> <tr> <td>県北（常陸太田）：0294-80-3350</td><td>高 萩：0293-22-2379</td></tr> <tr> <td>県央（水 戸）：029-221-6636</td><td></td></tr> <tr> <td>鹿行（鉾 田）：0291-33-4120</td><td></td></tr> <tr> <td>県南（土 浦）：029-822-5045</td><td>稲 敷：029-892-2411</td></tr> <tr> <td>県西（筑 西）：0296-24-9246</td><td>境 ：0280-87-0822</td></tr> </table>	農林事務所土地改良部門	土地改良事務所	県北（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379	県央（水 戸）：029-221-6636		鹿行（鉾 田）：0291-33-4120		県南（土 浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411	県西（筑 西）：0296-24-9246	境 ：0280-87-0822
農林事務所土地改良部門	土地改良事務所												
県北（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379												
県央（水 戸）：029-221-6636													
鹿行（鉾 田）：0291-33-4120													
県南（土 浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411												
県西（筑 西）：0296-24-9246	境 ：0280-87-0822												

農村の生活環境を改善したい

事業名	農業集落排水施設接続支援事業（森林湖沼環境税活用）
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	湖沼（霞ヶ浦、涸沼、牛久沼）の公共用水域の水質保全のため、市町村の農業集落排水施設の接続率向上に向けた取組に対し支援します。
事業概要	〔事業主体〕 市町村 〔事業内容〕 霞ヶ浦、涸沼、牛久沼の湖沼流域において、農業集落排水施設への接続補助を行う市町村に対し、補助金を交付します。 ※事業期間は平成 20 年度～令和 8 年度 〔補助要件等〕 霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域内で、農業集落排水施設の供用開始後 3 年以内の接続。さらに霞ヶ浦流域限定で、供用開始後 4 年目以降も対象。 〔対象経費〕 受益者が農業集落排水施設への接続に要した経費のうち、市町村が補助した額の一部 〔補助限度額・補助率〕 ・市町村が交付する額の 1/2 以内（1 戸当たり 2 万円を限度） ・さらに霞ヶ浦流域限定で、「65 歳以上または 18 歳未満の者がいる世帯」のうち課税対象所得の合計が 348 万円以下の世帯に対し、接続工事費を最大 31 万円補助 ・ただし、財政力指数が 1.0 以上の市町村は、交付率を 90% 〔問合せ先〕 お住まいの市町村 農業集落排水施設担当課 農地整備課 農村環境農道 G TEL：029-301-4259

畑地かんがいを活用した営農をしたい

事業名	畑地かんがい営農確立普及事業
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	実証試験結果等により畑かん効果の普及啓発を行い、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上などを図ります。
事業概要	〔事業主体〕 県（各農林事務所土地改良部門） 〔事業内容〕 (1) 畑地かんがい活用新規作物導入実践事業 畑地かんがいを活用した簡易な実証ほ場を設置し、かん水効果の期待できる高収益作物の導入を検討します。 (2) 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業 畑かん施設を整備した実証ほ場を設置し、省力化と高収益作物の導入に向けた水利用技術・作物栽培管理技術の確立を図ります。 (3) 畑地かんがい営農普及推進事業 畑地かんがいを活用した「実証ほ場」の結果から効果等を検証し、現地研修会や見学会等を通じて畑地かんがい効果のPRを行います。 〔実施概要及び利用方法〕 (1) 実証ほ場の設置・運営：年4箇所程度（上記(1)、(2)に対応） 実証ほ場の設置希望者は、最寄りの農林事務所土地改良部門に問合せをお願いします。 (2) 現地研修会及び見学会：随時（上記(3)に対応） 実証ほ場の現地研修等の希望者は、最寄りの農林事務所土地改良部門に問合せをお願いします。 〔対象経費〕 (1) 実証ほ場の設置及び運営費用等（畑地かんがい資材及び管理手当）（上記(1)に対応） (2) 効果調査及び資料作成費用等（作成した啓発資料は希望者に無料配布）（上記(2)に対応） 〔その他〕 畑地かんがいの効果等を示したPR用DVD（平成27年度作製）の貸出が可能です。貸出しを希望される方は下記に問合せをお願いします。 〔問合せ先〕 農地整備課 国営事業推進室 TEL:029-301-4241 最寄りの農林事務所 土地改良部門 事業調整課 〔 県北：0294-80-3350、県央：029-221-6636、鹿行：0291-33-4120、 県南：029-822-5045、県西：0296-24-9241 〕 県央農林事務所 土地改良部門 那珂川沿岸農業水利事業推進課 TEL：029-224-3410 県西農林事務所 土地改良部門 霞ヶ浦用水推進課 TEL：0296-24-9246

水田を畑地化して、稲作営農から野菜などの高収益作物営農へ転換したい

事業名	水田畑地化推進事業												
分類	【農地・基盤整備】												
事業要旨	米中心の営農から野菜など高収益作物中心の営農へ転換するため、水田を畑地化し、農家の収益性を向上させることを目的としています。												
事業概要	〔事業主体〕 市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人など 〔事業内容〕 水田を畑地化するために必要な基盤整備事業及び、それを実施するために必要な関係農家や関係機関との調査・調整活動の支援を行います。 〔補助要件等〕 (1) 水田受益面積 1 ha 以上 20ha 未満かつ、地権者が 2 名以上。 (2) 水田を畑地化すること。 (3) 事業計画書及び、営農計画書等を作成すること。 (4) 事業が完了した翌年度から 5 年間、営農計画書に定めた高収益作物を作付けし、営農すること。 また、その 5 年間は毎年度、実施状況報告書に収量や販売額などを記入し、提出すること。 〔対象経費〕 (1) 畑地化基盤整備事業 用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去などの工事費 (2) 畑地化調査・調整事業 (1) 事業を実施する事業主体が行うものであり、土地利用・作付け・水利用調整にかかる関係農家の意向調査活動や、関係機関との調査活動に必要な調査・調整費 〔補助限度額・補助率〕 (1) 畑地化基盤整備事業 : 事業費の 62.5%以内 (2) 畑地化調査・調整事業 : 事業費の 50%以内 〔問合せ先〕 農地整備課 国営事業推進室 TEL : 029-301-4241 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 50%;">農林事務所土地改良部門</th><th style="width: 50%;">土地改良事務所</th></tr> <tr> <td>県北（常陸太田）：0294-80-3350</td><td>高 萩：0293-22-2379</td></tr> <tr> <td>県央（水 戸）：029-221-6636</td><td></td></tr> <tr> <td>鹿行（鉾 田）：0291-33-4120</td><td></td></tr> <tr> <td>県南（土 浦）：029-822-5045</td><td>稲 敷：029-892-2411</td></tr> <tr> <td>県西（筑 西）：0296-24-9241</td><td>境 : 0280-87-0822</td></tr> </table>	農林事務所土地改良部門	土地改良事務所	県北（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379	県央（水 戸）：029-221-6636		鹿行（鉾 田）：0291-33-4120		県南（土 浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411	県西（筑 西）：0296-24-9241	境 : 0280-87-0822
農林事務所土地改良部門	土地改良事務所												
県北（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379												
県央（水 戸）：029-221-6636													
鹿行（鉾 田）：0291-33-4120													
県南（土 浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411												
県西（筑 西）：0296-24-9241	境 : 0280-87-0822												

生産条件が不利な地域での営農を支援したい

事業名	中山間地域農業基盤整備促進事業
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	中山間地域において、水田から畑地への転換等のための簡易な基盤整備を行うことによって、地域の活性化を図るとともに、意欲のある農業者を育成することを目的としています。
事業概要	【事業主体】 市町、土地改良区、農業協同組合、その他適当と認める団体 【事業概要】 生産条件が不利な中山間地域において、水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備を支援します。 【補助要件等】 (1) 中山間地域等直接支払交付金の対象地域で、農地面積が1 ha 未満かつ地権者が2名以上であること。 (2) 水田から畑への転換等を行うこと。 【補助限度額・補助率】 事業費の62.5%以内 【事業内容】 ① 畦畔除去 : 農用地等の区画形質の変更（簡易な段差修正、整地等を含む） ② 暗渠排水 : 地形に応じた暗渠の新設若しくは変更又は心土破壊（浅層・補助暗渠を含む） ③ 客土 : 地形に応じた客土（混層耕を含む）又は、これと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 ④ 用排水路 : 農業用排水施設の新設、廃止、変更、補修 ⑤ 進入路 : 進入路の新設、廃止、変更、補修 ⑥ 耕作放棄地解消 : 耕作放棄地の解消（障害物の除去、除礫、深耕、整地、侵入防止柵の設置等） ⑦ 電牧柵 : 電牧柵 ⑧ 鳥獣害防止柵 : 鳥獣害防止柵 ⑨ 特認事項 : 上記以外で県が適当と認めるものなど 【問合せ先】 農地整備課 農村環境農道G TEL：029-301-4259

農業制度資金を利用したい（主な資金）

事業名	農業近代化資金利子補給金、農業経営改善促進資金利子助成金、 農業経営負担軽減支援資金利子補給金、農業経営基盤強化資金利子助成金、 青年等就農資金、農業改良資金、農林漁業セーフティネット資金、 経営体育成強化資金、茨城県農業ビジネス保証制度						
分類	【融資】						
事業要旨	低利かつ長期の償還期間でご利用いただけるよう、農業協同組合や日本政策金融公庫などの金融機関が融資する農業制度資金に対して、国や県等が利子補給を行っています。						
事業概要	〔資金一覧表〕 利率：令和7年3月19日現在						
	資金名		借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融資率 主な 使途※	
	農業近代化資金		個人：1,800万円 法人：2億円	1.70%	15年 [2～7年]	80%～ 100% 機・運	
	農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)		個人：500万円 法人：2,000万円	1.65%	1年	100% 運	
	農業経営負担 軽減支援資金		営農負債残高分	1.70%	10年 [3年]	100% 負	
	日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)		個人：3億円 法人：10億円	1.15～ 1.70%	25年 [10年]	100% 地・機 運・負
		青年等就農資金 (対象者：認定新規就農者)		3,700万円 (特認1億円)	無利子	17年 [5年]	100% 機・運
		農業改良資金 (対象者：みどりの食料システム法の認定者等、6次産業化法の認定者等)		個人：5,000万円 法人：1.5億円	無利子	12年 [3年]	100% 機・運 開
		農林漁業セーフティネット資金		600万円	1.15～ 1.65%	15年 [3年]	100% 災・経
		経営体育成強化資金		個人：1.5億円 法人：5億円	1.70%	25年 [3～10年]	80% 地・機 運・負
	茨城県農業ビジネス保証制度		5,000万円	金融機関 所定利率	一括2年 10～15年 [2年]	100% 機・運	
	※主な使途 地：農地の取得 機：機械・施設の購入 運：運転資金 開：農畜産物の加工品開発 負：負債整理 災：災害からの復旧等 経：経営の維持安定						
各資金の詳細は、農業経営課ホームページをご覧ください。							
茨城県 農業経営課 で検索⇒「金融担当」⇒「農業制度資金について」							
https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/dantaikinyuu/category/seidoshikin.html							
【問合せ先】 農業経営課 団体・金融G TEL：029-301-3862							

農業制度資金を利用したい（認定農業者向け優遇資金）

事業名	農業経営基盤強化資金利子助成金、農業改革推進資金利子助成金、認定農業者育成確保資金利子助成金																																	
分類	【融資】																																	
事業要旨	市町村から経営改善計画の認定を受けた農業者（認定農業者）を支援するため、通常の利子助成にさらに上乗せして利子助成を行います。																																	
事業概要	認定農業者の方がご利用いただける制度資金には、以下の種類があります。 1 認定農業者の方を貸付の対象としている資金（認定農業者向け） 2 認定農業者以外の方でも借入は可能だが、認定農業者が利用する場合には通常の利子助成にさらに上乗せして利子助成を行っている資金（上乗せ） 〔資金一覧表〕 利率：令和7年3月19日現在 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資金名</th><th>借入限度額</th><th>利率</th><th>償還期間 [据置期間]</th><th>融資率</th><th>主な 使途※²</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">認定農業者向け</td><td>農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (※¹)</td><td>個人：3億円 法人：10億円</td><td>1.15 ～ 1.70%</td><td>25年 [10年]</td><td>100%</td><td>地・機 運・負</td></tr> <tr> <td>農業改革推進資金 新認定農業者 育成特別資金</td><td rowspan="2">個人：500万円 法人：1,000万円</td><td rowspan="2">無利 子</td><td rowspan="2">5年 [1年]</td><td rowspan="2">100%</td><td rowspan="2">地・機 運</td></tr> <tr> <td>新集落営農組織 育成特別資金</td></tr> <tr> <td>上乗せ</td><td>農業近代化資金 (※¹) (認定農業者育成確保資金)</td><td>個人：1,800万円 法人：2億円</td><td>1.70%</td><td>15年 [3～7年]</td><td>100%</td><td>機・運</td></tr> </tbody> </table> ※1 一定の要件を満たす認定農業者については、(一財)農林水産長期金融協会による上乗せ助成あり ※2 地：農地の取得 機：機械・施設の購入 運：運転資金 負：負債整理 ※他の農業制度資金もご利用いただけます。 各資金の詳細は、農業経営課ホームページをご覧ください。 茨城県 農業経営課 で検索⇒「金融担当」⇒「農業制度資金について」 https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/dantaikinyuu/category/seidoshikin.html 〔問合せ先〕 農業経営課 団体・金融G TEL：029-301-3862						資金名		借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融資率	主な 使途※ ²	認定農業者向け	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (※ ¹)	個人：3億円 法人：10億円	1.15 ～ 1.70%	25年 [10年]	100%	地・機 運・負	農業改革推進資金 新認定農業者 育成特別資金	個人：500万円 法人：1,000万円	無利 子	5年 [1年]	100%	地・機 運	新集落営農組織 育成特別資金	上乗せ	農業近代化資金 (※ ¹) (認定農業者育成確保資金)	個人：1,800万円 法人：2億円	1.70%	15年 [3～7年]	100%	機・運
資金名		借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融資率	主な 使途※ ²																												
認定農業者向け	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (※ ¹)	個人：3億円 法人：10億円	1.15 ～ 1.70%	25年 [10年]	100%	地・機 運・負																												
	農業改革推進資金 新認定農業者 育成特別資金	個人：500万円 法人：1,000万円	無利 子	5年 [1年]	100%	地・機 運																												
	新集落営農組織 育成特別資金																																	
上乗せ	農業近代化資金 (※ ¹) (認定農業者育成確保資金)	個人：1,800万円 法人：2億円	1.70%	15年 [3～7年]	100%	機・運																												

都市農村交流により地域を活性化したい

事業名	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）、 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）
分類	【農村活性化、都市農村交流】
事業要旨	農山漁村の地域住民が生き生きと暮らしていける環境創出のきっかけづくりや、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域づくりを支援します。
事業概要	1 地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型） 活動計画策定事業 【事業主体】市町村を構成員に含む地域協議会 【事業内容】 ア アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定 イ 活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動等 【補助限度額等】事業期間：3年間 交付率：定額（上限1年目500万円、2年目250万円等） 2 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型） （1）地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型） 【事業主体】ア及びイ 地域協議会、農業協同組合、農業者等が組織する団体等 ウ 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体 【事業内容】 ア 農泊推進事業 農泊の活動体制の確立、「食」・景観等の地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組、情報発信等の取組 イ 人材活用事業 農泊推進事業の実施に当たり必要となる研修生や専門家を活用する取組 ウ 農家民宿転換促進費 旅行者の受入拡大を図るため、農家民泊から農家民宿へ転換する取組 【補助限度額等】 ア 上限2年間、交付率定額（上限500万円/年等） イ 上限2年間、交付率定額（上限250万円/年等） ウ 1年間、交付率定額（上限100万円/経営者等） （2）地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型） 【事業主体】ア 市町村、地域協議会の中核法人、農業協同組合等 イ 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体 【事業内容】 ア 市町村・中核法人実施型 古民家、廃校舎等を活用した滞在施設、農山漁村体験施設等の整備 イ 農家民泊経営者等実施型 農家民泊等における小規模な改修（簡易宿所の営業許可の取得に最低限必要となる設備や、宿泊施設の質の向上のための設備の整備） 【補助限度額等】 ア 上限2年間、交付率1/2（上限2,500万円等） イ 1年間、交付率1/2（上限5,000万円（経営者等1名当たり上限1,000万円）） 【問合せ先】 農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264

地域間交流の促進等により農山漁村の活性化を図りたい

事業名	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）
分類	【農村活性化、都市農村交流】
事業要旨	市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
事業概要	【事業主体】 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、PFI 事業者、NPO 法人、農林漁業者等の組織する団体 等 【事業内容】 （１）生産基盤及び施設 農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援 （生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設 等） （２）生活環境施設 良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援 （簡易給排水施設、農山漁村定住促進施設 等） （３）地域間交流拠点施設 都市住民や一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援 （廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等） （４）その他 （自然・資源活用施設、指定棚田地域保全整備 等） 【補助要件等】 農山漁村活性化法に基づく活性化計画（計画期間：３～５年程度）を策定すること。 （都道府県または市町村が単独または共同で作成） ※事業メニューにより五法指定地域等や受益面積、他の計画策定といった要件があります。 ※「五法指定地域等」とは、①振興山村地域、②過疎地域、③離島地域、④半島地域、⑤特定農山村地域、⑥上記①から⑤に準ずる地域であって、人口が相当程度減少し、かつ、高齢化が著しく進行している地域など計画主体が特に必要と認める地域をいう。 【対象経費】 対象事業の実施に要する経費 【補助限度額・補助率】 ・ 交付率：１／２ 以内 ・ 交付対象事業費の上限：国費として４億円まで ・ 事業内容（３）の地域間交流拠点の整備では、延べ床面積の合計が 1,500 ㎡以内かつ 1 ㎡あたり 29 万円以内とする。 【問合せ先】 農村計画課 農村活性化Ｇ TEL：029-301-4264

市民農園を開設したい

事業名	市民農園開設支援										
分類	【農村活性化、都市農村交流】										
事業要旨	耕作放棄地の解消・発生防止、都市住民の利用による農村地域の活性化などの効果が見込まれる市民農園の開設を支援します。										
事業概要	〔事業主体〕 地方公共団体、農協、農地所有者、NPO 法人、企業、個人等 〔支援内容〕 (1) 市民農園の開設・運営に関する各種相談（開設手続、活用可能な補助事業の紹介等） (2) ホームページ「いばらきのグリーン・ツーリズム」による県内市民農園情報の発信 ＜主な活用可能補助事業＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業等名</th><th>内容</th><th>主な実施主体</th><th>補助率等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農山漁村振興交付金 （地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））</td><td>都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農山漁村の活性化のために必要となる地域間交流拠点施設の整備として、体験農園・市民農園の整備が可能</td><td>都道府県、市町村、JA、農林漁業者の組織する団体等</td><td>1/2 等</td></tr> </tbody> </table> 〔開設方法〕 (1) 「市民農園整備促進法」による開設 ・農地とそれに農機具庫やトイレなどの付帯設備を設置して市民農園を開設する場合のルールを定めた法律です。 ・市民農園の開設できる場所は、市民農園区域または市街化区域に限られます。 (2) 「特定農地貸付法」による開設 ・小面積に区切られた農地を利用者が借りることのできる、農地法の特例です。 ・利用者あたりの利用面積は 10a 未満とする等の開設要件を満たす必要があります。 (3) 「農園利用方式」による開設 ・農業経営は農家が行い、利用者が農作業を手伝う方式です。 ・開設者（農家）と利用者は農作業に関する契約を結ぶことが必要です。 ・農地の貸し借りは伴いません。 ※開設方法により、開設場所や開設要件、開設手続等が異なります。 〔問合せ先〕 農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264			事業等名	内容	主な実施主体	補助率等	農山漁村振興交付金 （地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））	都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農山漁村の活性化のために必要となる地域間交流拠点施設の整備として、体験農園・市民農園の整備が可能	都道府県、市町村、JA、農林漁業者の組織する団体等	1/2 等
事業等名	内容	主な実施主体	補助率等								
農山漁村振興交付金 （地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））	都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農山漁村の活性化のために必要となる地域間交流拠点施設の整備として、体験農園・市民農園の整備が可能	都道府県、市町村、JA、農林漁業者の組織する団体等	1/2 等								

農家民宿を開設したい

事業名	農家民宿開設支援
分類	【農村活性化、都市農村交流】
事業要旨	農林漁業者等が営業する、農林漁業に関する作業体験、農林水産物の加工又は調理体験、農山漁村の生活および文化に触れる体験等を提供する宿泊施設「農家民宿」の開設を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 農林漁業者等 〔支援内容〕 (1) ホームページ「いばらきのグリーン・ツーリズム」や、グリーンツーリズム体験ガイドブック「いばらきとあそぼ。」による県内農家民宿情報の発信 (2) パンフレット「農家民宿を開業してみませんか？」及び「農家民宿開業の手引き」の配布 (3) 農家民宿の開設手続きなどに関する相談 〔開設方法〕 ※旅館業法に基づく営業許可申請を行う場合 開業までの手続きの流れは以下のとおりですが、まずは農家民宿の開業計画について概要を整理して、市町村や県農業改良普及センター等へ相談してください。 (1) 農家民宿の開業計画について概要を整理して相談（→市町村等） (2) 地域指定の有無や地目の種類など土地について確認（→市町村等） 新築する場所が、自然公園内や市街化調整区域内に該当する場合は、それに 応じた各許可申請等が必要となります。 ※市街化調整区域内の場合、都市計画法の許可が別途必要となります。 なお、都市計画法の許可を受ける場合は、事前に県農村計画課へ「農林漁 業体験民宿業に係る施設等の証明願」の申請が必要となります。 (3) 保健所に相談し、必要な許認可と各施設の基準等を確認（→保健所） (4) 消防設備について相談（→消防署） (5) 排水に関する手続き（→県民センター環境・保安課等） (6) 建築確認が必要な場合は、建築確認申請を提出（→各市建築担当課、県民セン ター建築指導課等） (7) 工事の着手・完了 建築確認を申請した場合は、完了検査申請書を提出し、検査を受検します。 (8) 消防用設備等の申請（→消防署） (9) 旅館業法による営業許可申請（→保健所） ※開業にあたっては、既存の家屋を利用、空き家や空き部屋を利用、新築などい ろいろな場合が考えられます。また、食事の提供方式も、自炊型、1泊2食型 など様々です。どの場所でどのような形態で開設するかによって手続きが異な ります。 ※住宅宿泊事業法に基づく届出をして農家民宿を開業したい場合は、県生活衛生 課までお問合せください。（TEL：029-301-3414） 〔問合せ先〕 農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264

農業生産条件が不利な中山間地域等で農業を続けたい

事業名	中山間地域等直接支払交付金																																																																				
分類	【農村活性化、都市農村交流】																																																																				
事業要旨	農業生産条件の不利な中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、耕作放棄の発生防止や多面的機能を確保するため、直接支払を行います。																																																																				
事業概要	【事業主体】 農業者の組織する団体等（集落等） 【事業内容】 急傾斜等条件不利な農地を対象に、集落協定または個別協定に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、交付金を直接支払います。 【補助要件等】 山村振興法、過疎法、特定農山村法、棚田地域振興法に基づく指定地域、または知事特認地域において、傾斜等の基準を満たしていること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th><th>特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域</th><th>県知事の特認地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立市</td><td>旧十王町、㊤中里村</td><td>—</td></tr> <tr> <td>古河市</td><td>㊤岡郷村、旧三和町</td><td>—</td></tr> <tr> <td>常陸太田市</td><td>㊤菅田村、㊤河内村、㊤金砂郷町、旧水府村、旧里美村</td><td>㊤機初村、㊤世矢村、㊤西小沢村、㊤幸久村、㊤佐竹村、㊤佐都村</td></tr> <tr> <td>高萩市</td><td>全域</td><td>—</td></tr> <tr> <td>北茨城市</td><td>㊤関本村、㊤華川村</td><td>㊤磯原町、関南村</td></tr> <tr> <td>笠間市</td><td>—</td><td>㊤大池田村、㊤北山内村、㊤南山内村、㊤西山内村</td></tr> <tr> <td>潮来市</td><td>旧牛堀町</td><td>—</td></tr> <tr> <td>常陸大宮市</td><td>旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、㊤大場村</td><td>旧大宮町（㊤大賀村、㊤世喜村、㊤上野村、㊤静村、㊤塩田村、㊤玉川村）</td></tr> <tr> <td>坂東市</td><td>㊤生子菅村、㊤沓掛村</td><td>—</td></tr> <tr> <td>稲敷市</td><td>全域</td><td>—</td></tr> <tr> <td>かすみがうら市</td><td>旧霞ヶ浦町</td><td>—</td></tr> <tr> <td>桜川市</td><td>全域</td><td>—</td></tr> <tr> <td>行方市</td><td>全域</td><td>—</td></tr> <tr> <td>城里町</td><td>旧七会村、旧桂村</td><td>旧常北町</td></tr> <tr> <td>大子町</td><td>全域</td><td>—</td></tr> <tr> <td>河内町</td><td>全域</td><td>—</td></tr> <tr> <td>利根町</td><td>全域</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> ※（注）㊤は、昭和25年2月1日当時の市町村名 【対象経費】 下表の交付単価により、交付対象農用地面積に応じて交付 【補助限度額・補助率（田・畑）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th><th>区分</th><th>交付単価 (円/10a)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td><td>急傾斜（1/20以上）</td><td>21,000</td></tr> <tr> <td>緩傾斜（1/100以上）</td><td>8,000</td></tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td><td>急傾斜（15°以上）</td><td>11,500</td></tr> <tr> <td>緩傾斜（8°以上）</td><td>3,500</td></tr> </tbody> </table> ※その他、「棚田地域振興活動加算」や「ネットワーク化加算」等があり、要件を満たす取組を行った場合、10aあたり1,000円～14,000円が加算されます。 【問合せ先】 農地整備課 農村環境農道G TEL：029-301-4259		市町村名	特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域	県知事の特認地域	日立市	旧十王町、㊤中里村	—	古河市	㊤岡郷村、旧三和町	—	常陸太田市	㊤菅田村、㊤河内村、㊤金砂郷町、旧水府村、旧里美村	㊤機初村、㊤世矢村、㊤西小沢村、㊤幸久村、㊤佐竹村、㊤佐都村	高萩市	全域	—	北茨城市	㊤関本村、㊤華川村	㊤磯原町、関南村	笠間市	—	㊤大池田村、㊤北山内村、㊤南山内村、㊤西山内村	潮来市	旧牛堀町	—	常陸大宮市	旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、㊤大場村	旧大宮町（㊤大賀村、㊤世喜村、㊤上野村、㊤静村、㊤塩田村、㊤玉川村）	坂東市	㊤生子菅村、㊤沓掛村	—	稲敷市	全域	—	かすみがうら市	旧霞ヶ浦町	—	桜川市	全域	—	行方市	全域	—	城里町	旧七会村、旧桂村	旧常北町	大子町	全域	—	河内町	全域	—	利根町	全域	—	地目	区分	交付単価 (円/10a)	田	急傾斜（1/20以上）	21,000	緩傾斜（1/100以上）	8,000	畑	急傾斜（15°以上）	11,500	緩傾斜（8°以上）	3,500
市町村名	特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域	県知事の特認地域																																																																			
日立市	旧十王町、㊤中里村	—																																																																			
古河市	㊤岡郷村、旧三和町	—																																																																			
常陸太田市	㊤菅田村、㊤河内村、㊤金砂郷町、旧水府村、旧里美村	㊤機初村、㊤世矢村、㊤西小沢村、㊤幸久村、㊤佐竹村、㊤佐都村																																																																			
高萩市	全域	—																																																																			
北茨城市	㊤関本村、㊤華川村	㊤磯原町、関南村																																																																			
笠間市	—	㊤大池田村、㊤北山内村、㊤南山内村、㊤西山内村																																																																			
潮来市	旧牛堀町	—																																																																			
常陸大宮市	旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、㊤大場村	旧大宮町（㊤大賀村、㊤世喜村、㊤上野村、㊤静村、㊤塩田村、㊤玉川村）																																																																			
坂東市	㊤生子菅村、㊤沓掛村	—																																																																			
稲敷市	全域	—																																																																			
かすみがうら市	旧霞ヶ浦町	—																																																																			
桜川市	全域	—																																																																			
行方市	全域	—																																																																			
城里町	旧七会村、旧桂村	旧常北町																																																																			
大子町	全域	—																																																																			
河内町	全域	—																																																																			
利根町	全域	—																																																																			
地目	区分	交付単価 (円/10a)																																																																			
田	急傾斜（1/20以上）	21,000																																																																			
	緩傾斜（1/100以上）	8,000																																																																			
畑	急傾斜（15°以上）	11,500																																																																			
	緩傾斜（8°以上）	3,500																																																																			

未利用資源の活用等を通じて山村の所得や雇用の増大を図りたい

事業名	農山漁村振興交付金（山村活性化支援交付金）のうち山村活性化対策事業
分類	【農村活性化、都市農村交流】
事業要旨	山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 振興山村を有する市町村、振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会 〔対象地域〕 山村振興法のに基づき指定された振興山村 〔事業内容〕 山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援。 （１）地域資源の賦存・利用状況等の調査 （２）地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成 （３）地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組及び販売促進 〔補助要件等〕 山村振興法に基づき指定された振興山村、かつ当該振興山村における山村振興計画（H27法改正を踏まえたもの）が作成されていること。 〔事業期間〕 上限３年間 〔補助限度額・補助率〕 補助率：定額 上限 1,000 万円/年/地区 〔対象経費〕 役務費、委託料、資材等購入費、機械賃料、人件費、旅費 等 ※事業実施主体は、事業開始年度において、事業実施計画を直接、関東農政局に提出する。なお、事業実施計画の作成にあたっては、県と調整をすること。 〔問合せ先〕 農村計画課 農村活性化Ｇ TEL：029-301-4264

鳥獣による農作物被害を減らしたい

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業
分類	【鳥獣被害対策】
事業要旨	わなの購入等被害防止体制を整備するための経費、有害鳥獣捕獲に関する経費、鳥獣被害防止施設等の整備の経費を助成することにより、農業者の鳥獣被害防止活動を支援して、被害額の減少による経営の安定化を図ります。
事業概要	1 地域ぐるみの被害防止対策に関する経費の支援 (1) 鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業）（わなの購入等被害防止体制の整備） 【事業主体】 地域協議会 【事業内容】 市町村協議会等が実施する、鳥獣被害防止対策に関する経費の助成 推進体制の整備、有害鳥獣捕獲（箱わな等の購入、研修会開催等）、被害防除（追払い・追上げ等） 【対象経費】 推進体制の整備・・・会場借料、印刷費及び製本費、郵便料など 有害捕獲・・・捕獲活動への役務要請に対する賃金、捕獲に必要な機材（箱わな、くくりわな）の費用など 被害防除・・・追払い・追上げ活動への役務要請に対する賃金など 【補助限度額・補助率】 原則国 1/2 以内（定額の場合あり） (2) 鳥獣被害防止環境整備支援事業（イノシシを近づけない環境整備） 【事業主体】 地域協議会 【事業内容】 鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村が構成員の地域協議会が実施する、緩衝帯整備等の生息環境管理に関する経費の助成 【対象経費】 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金など 【補助限度額・補助率】 原則国 1/2 以内（定額の場合あり）。事業主体負担分の 1/2 を県補助。 2 有害捕獲に関する経費の支援 (1) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及びシカ等緊急捕獲対策事業 【事業主体】 地域協議会、市町村 【事業内容】 農林水産業に被害を及ぼす野生有害鳥獣捕獲を緊急的に行うための経費の助成 【対象経費】 有害鳥獣捕獲活動に要する経費（有害鳥獣捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）等 【補助限度額・補助率】 定額（上限単価あり） (2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業 【事業主体】 地域協議会、市町村 【事業内容】 2-(1)の緊急捕獲活動支援事業（国補）を活用している市町村が実施する有害鳥獣捕獲報奨金に対する上乗せ助成 【対象経費】 (1)に上乗せして市町村が支出する捕獲奨励金等 【補助限度額・補助率】 市町村負担額と同額（上限単価あり） 3 鳥獣被害防止施設・処理加工施設の整備に関する経費の支援 (1) 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業） 【事業主体】 地域協議会及びその構成員 【事業内容】 鳥獣被害防止施設（原則受益者 3 戸以上での電気柵設置等）、処理加工施設の整備の経費の助成 【対象経費】 鳥獣被害防止施設（新規・再編）及び処理加工施設の整備に要する経費 【補助限度額・補助率】 原則国 1/2 以内（自力施工の場合、定額） (2) 鳥獣被害防止施設整備支援事業 【事業主体】 市町村 【事業内容】 国補対象とならない鳥獣被害防止施設の設置に対し市町村が補助を実施する場合に同額を助成（受益者 3 戸未満） 【対象経費】 市町村が支出する鳥獣被害防止施設の設置に関する補助金 【補助限度額・補助率】 市町村負担額と同額（上限 6 万円） 〔1～3に関する補助要件等〕 被害防止計画が作成されている又は作成されることが確実に見込まれること 等 〔問合せ先〕 農村計画課 農村活性化 G TEL：029-301-4264

環境にやさしい農業の取組に対する支援を受けたい

事業名	環境保全型農業直接支払事業
分類	【環境保全型農業】
事業要旨	環境保全を重視した農業へ転換するため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、当該営農活動の実施に伴う追加的コストを支援します。
事業概要	〔対象団体〕 ・ 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等 〔対象事業〕 化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組又は有機農業の取組と併せて、地球温暖化防止・生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、国・市町村とともに掛かり増し経費を支援。 〔補助要件等〕 ・ 主作物について、販売を目的に生産していること。 ・ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと。 ・ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと。 〔対象経費〕 生産資材費等の掛かり増し経費について、取組内容別に一定額を支援。 ＜全国共通取組＞ ・ 有機農業（「国際水準の有機農業」＝有機 JAS 水準に合致する取組） ・ 堆肥の施用 ・ 緑肥の施用 ・ 総合防除 ・ 炭の投入 〔補助限度額等〕 支援単価 上限 16,000 円/10a（補助率 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4） ※取組内容によって支援単価は異なります。 ※国の予算の範囲内で交付金を交付するため、申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。 〔問合せ先〕 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931

○総合窓口

県北地域	県北農林事務所企画調整課 〒313-0013 常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内 TEL：0294-80-3301 FAX：0294-80-3304
県央地域	県央農林事務所企画調整課 〒310-0802 水戸市柵町 1-3-1 水戸合同庁舎内 TEL：029-350-3017 FAX：029-225-9254
鹿行地域	鹿行農林事務所企画調整課 〒311-1593 鉾田市鉾田 1367-3 鉾田合同庁舎内 TEL：0291-33-6285 FAX：0291-33-4264
県南地域	県南農林事務所企画調整課 〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎内 TEL：029-822-7083 FAX：029-822-8063
県西地域	県西農林事務所企画調整課 〒308-0841 筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内 TEL：0296-24-9164 FAX：0296-25-3074

○このガイドブックについてのご質問・ご意見等については、
下記までご連絡をお願いいたします。

【編集・発行】

茨城県農林水産部 農業政策課 戦略推進グループ

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL：029-301-3828 FAX：029-301-3847

令和7年7月 発行